

第 10 章

インドネシア

田澤 元章

はじめに

インドネシア金融セクターの特徴は、金融セクター全体の資産の 80%を占める銀行部門の突出ぶりと、銀行部門内部において 40%を超える資産を有する国有銀行の比重の高さである。国有銀行といっても、通常の株式会社形態の商業銀行であり、その株式の過半数を政府が所有しているにすぎず、業務内容には民間銀行との差異はない。歴史的経緯からこのような状況が生まれたが、国有銀行の民営化（政府所有株式の民間放出）は、ながらくインドネシア銀行部門の課題であった。

インドネシアは 1983 年の第一次金融自由化、1988 年の第二次金融自由化を経て、1992 年銀行法制定により現在の規制体系の原型はほぼ完成していた。銀行法制定後、アジア金融危機までの 5 年間に各種の法律や政令、中央銀行規則などの制定を通じて、インドネシアの銀行規制体系は完成していたといえる。その集大成がアジア金融危機直後に制定された 1998 年銀行法である。現在も銀行規制の枠組みは、この 98 年銀行法であり、大きな改正の必要は認められない。

アジア金融危機後の政府の財政負担による銀行再建にも目途がつき、インドネシア銀行再建庁（Indonesian Bank Restructuring Agency: IBRA）は、2004 年 4 月 30 日に解散した¹。インドネシアの銀行監督当局であるインドネシア銀行（中央銀行）（Bank Indonesia, BI）は、

¹ IBRA が有していた株式（銀行株および非銀行株）、ローン債権（不良債権も含む）、個別財産の管理・売却・回収については、2004 年 2 月 27 日に設立された PPA（*Perusahaan Pengelola Aset*）という国有資産管理会社（State-Owned Asset Management Company）が行っている。旧 IBRA 資産は国有財産であり、PPA は大蔵省との契約にもとづき、法的に紛争がない資産についてのみ、大蔵省から委託を受けて、その管理と売却・回収を行うものである。PPA の職員の多くは、IBRA から移籍した者であり、業務内容の実際も IBRA の残務に近い。PPA は 5 年間の存続期限で設立された法人であり、その間に処理を終えることを目指すという。

2004年1月9日に、API（*Aristektur Perbankan Indonesia*）と称される2010年までに実施する予定の銀行部門再編強化構想を発表した。APIの目的は、アジア金融危機を経験し、ある程度の銀行部門の再建がなされた段階で、さらなるインドネシア経済発展に向けて安定した金融システムを創り出すために、健全、強固かつ効率的な銀行部門を構築することである。具体的には、資本力のない脆弱な銀行を整理し、自己資本の拡充と、銀行の合併・統合による経営基盤の強化を行うものである。インドネシアの商業銀行の数は、1997年のアジア金融危機前は239行、アジア金融危機による銀行再編後の2000年には151行、2002年には138行、2007年3月現在では130行である。中銀は、2006年1月には、PAKTO2006という政策パッケージを発表し、銀行の合併・統合に対するインセンティブを与えている。最終的には80行程度にまで銀行が減るものと中銀は予想している。

中銀主導のインドネシア銀行部門の再編は、自己資本の拡充に加え、銀行の合併・統合により、国内的には強固な経営基盤を有する銀行部門をつくり出し、同時に国際的にも競争力のある大銀行もつくり出すことを目指しているように思われる。このAPIという銀行部門再編計画にしたがった場合、銀行間の競争はある意味では、中銀の設定したAPIの目標達成のための競争であり、その競争に敗れた場合は、中銀主導のもと、合併・統合により、強い銀行に吸収されていくという図式となる。

比喩的にいえば、官製の土俵と官製のルールの中での競争であり、競争に敗れた場合の市場からの退出方法は合併・買収によるということであろうか。中銀のAPIは2010年が完成年度である。もし、中銀の計画通りに進めば、2010年には全ての銀行は健全かつ強固な経営基盤を有しているはずであるが、この後に、先進国と同様の銀行間の競争がマーケットのルールにしたがって行われるのであろうか。興味深いところである。

第1節 金融セクターの概況

1. 金融セクターの特徴

インドネシアの金融セクターにおいては、金融セクター総資産の80%を銀行が占める。残りの金融セクターは、証券、保険、年金基金、ミューチュアル・ファンド、リース、ファクタリング、ベンチャー・キャピタルを全部あわせても非常に小さく、20%に満たない（表1参照）。

表1 金融セクターの構造

	機関数	資産 (兆 Rp.)	総資産に占める 比率	平均資産規模 (兆 Rp.)
銀行	138	1,213.5	80.4	8.8
上位 10 銀行*1	10	850.6	56.4	85.1
国有銀行	4	551.2	36.5	137.8
旧 IBRA 所有銀行*2	5	275.6	18.3	55.1
外資及び合弁銀行	1	23.7	1.6	23.7
11 位以下の銀行 (128 行)	128	362.9	24.1	2.8
国有銀行	1	4.9	0.3	4.9
地方開発銀行	26	66.4	4.4	2.6
国内民間銀行	71	186.1	12.3	2.6
外資及び合弁銀行	30	105.5	7.0	3.5
他の金融機関*3	9,875	295.0	19.6	-
金融会社	120	29.8	2.0	0.2
保険会社	159	88.6	5.9	0.6
生命	52	29.3	1.9	0.6
損保*4	107	59.3	3.9	0.6
Pension funds	332	37.4	2.5	0.1
証券会社	157	10.1	0.7	0.1
質屋 (国有)	1	2.7	0.2	2.7
地方機関*5	9,106	9.3	0.6	-
ミューチュアル・ファンド	131	69.5	4.6	0.5
ベンチャーキャピタル *6	60	2.7	0.2	0.0
Private bond issues *7	171	44.9	3.0	0.3
合計*8	10,013	1,508.5	100.0	-

(注) 2003 年末現在。*1：10 大銀行は、Bank Mandiri、BCA、BNI、BRI、Daramon、BII、Bank Permata、BTN、Bank Lippo、Citibank。*2：旧 IBRA 所有銀行は、すでに民営化された銀行をいう。3：2003 年 9 月末現在。*4：損保には、Jarnsostek、Taspen、Asabri を含む。*5：地方機関には、rural and non-rural credit agencies, funds and institutions を含む。*6：2002 年末。*7：非金融機関のみ。*8：総資産について、保険会社および年金基金の資産は銀行の預金として保有されているため、約 60 兆ルピアがダブルカウントされている。

(出所) Srinivas & Sitorus [2004: 36]

表2 国有銀行の銀行部門総資産に占めるシェア(1981-2003)

年	総資産 (兆 Rp.)	シェア(%)				成長率(%)				
		SB	NPB	FJVB	RDB	Total	SB	NPB	FJVB	RDB
1981	12.5	79.8	9.4	6.9	3.9					
1982	15.3	79.6	9.9	6.9	3.6	22.3	22.0	28.7	21.3	13.3
1983	19.9	77.0	11.2	8.6	3.2	30.6	26.3	47.0	64.2	15.7
1984	26.5	74.8	13.9	7.8	3.5	32.7	28.9	64.9	20.2	45.5
1985	33.7	73.4	15.3	7.8	3.5	27.2	24.9	36.6	27.4	27.3
1986	40.8	72.1	17.6	6.9	3.4	21.2	19.0	40.1	7.4	17.3
1987	48.2	71.3	19.5	6.2	3.0	18.1	16.9	30.3	6.3	6.0
1988	63.3	66.8	24.0	5.1	4.1	31.3	23.1	61.7	6.9	79.3
1989	93.0	59.0	31.9	5.5	3.6	47.0	29.8	95.4	60.2	28.5
1990	132.6	53.3	36.4	7.4	2.9	42.6	28.8	62.9	90.3	15.4
1991	153.2	50.6	37.9	8.5	3.0	15.5	9.6	20.5	32.4	19.5
1992	180.1	51.8	36.9	8.4	2.9	17.6	20.5	14.2	16.1	14.3
1993	214.0	46.8	41.0	9.2	3.0	18.8	7.2	32.1	30.4	23.0
1994	248.1	41.9	45.6	9.4	3.2	15.9	3.7	28.8	18.9	21.1
1995	308.6	39.6	47.6	9.7	3.2	24.4	17.6	29.9	28.5	23.3
1996	387.5	36.4	51.7	9.2	2.8	25.6	15.4	36.4	18.4	10.0
1997	528.9	37.5	46.2	14.0	2.3	34.5	42.9	23.8	110.8	14.4
1998	762.4	39.6	45.7	12.8	1.9	44.2	50.9	41.5	31.3	18.6
1999	789.4	48.7	36.3	12.7	2.3	3.5	28.5	(17.1)	3.7	29.2
2000	984.5	50.3	34.9	12.2	2.5	24.7	29.0	20.2	20.0	35.1
2001	1,039.9	46.6	35.8	13.6	4.0	5.6	2.4	13.4	23.1	76.7
2002	1,059.8	47.3	38.0	9.4	5.3	1.9	(2.7)	9.9	(7.1)	25.5
2003	1,213.5	45.8	38.0	10.7	5.5	14.5	10.9	14.6	29.8	18.2

(注) SB:国有銀行、NPB:国内民間銀行、FJVB:外資系銀行・外国銀行支店
RDB:地方開発銀行

(出所) Srinivas & Sitorus [2004: 34]

インドネシアの金融セクターにおける特徴は、このように銀行業が突出した存在であることと、銀行業に占める国有銀行の比率の高さである（表2参照）。

国有銀行が全銀行の中で占める比率の高さは、スカルノおよびスハルト政権時代から1990年頃まで、長らく国家財政から開発資金を優先分野に貸し出す導管の役割を担ってきたという歴史的経緯による。国有銀行は、中銀から貸出を受け、その資金を優先分野に貸し付ける国家管理事業の一部であった。このような国有銀行に対する中銀の間接貸出制度が1990年に原則廃止されてからは、民間商業銀行とまったく同じ業務を営んでおり、その民営化が長らく課題となっている（Srinivas, & Sitorus [2004]）。

資本市場は株式、社債とも低調である。証券取引所はジャカルタとスラバヤの二ヶ所に存在し、スラバヤ証券取引所は、債券市場に特化しているが、社債発行自体がインドネシアではまだまだ小規模であり²、2007年中に効率化のためにジャカルタ証券取引所とスラ

² 2005年の銀行ローン残高は696兆ルピア、社債発行残高は63兆ルピアである（World Bank

バヤ証券取引所の合併が計画されている状況である（Bapepam [2005: 54]）。ジャカルタ証券取引所の上場企業は現在342社、会員証券会社は124社でそのうち6割が外資系である。証券市場における取引は、その約40%が外国投資家によるものであり、国内機関投資家が約50%、国内個人投資家は10%に満たない取引量である。国内個人投資家は約9万人程と見積もられている（World Bank [2006: 44]）。

保険会社は、2004年現在で生命保険会社57社、損害保険会社101社、再保険会社4社の計162社である。生命保険分野では、上位10社が生保業界の総資産の75%を占め、小規模な約40社が残りのシェアを占める構造である（World Bank [2006: 154]）。

2. 銀行の種類・数

インドネシアにおける銀行の種類は2種類である。すなわち、商業銀行（*bank umum*: commercial bank, general bank）と庶民信用銀行（*bank perkreditan rakyat*: BPR; rural bank, people's credit bank）である（1998年銀行法5条1項）。商業銀行と庶民信用銀行とでは、業務範囲に大きな差があり、したがって、免許、各種行為規制・プルーデンスル規制にも差異がある。商業銀行が、いわゆる通常のフル・バンキング業務を行うのに対し、庶民信用銀行は、小規模庶民金融機関として、当座預金を除く預金の受入れと貸出のみが認められている。なお、庶民信用銀行は、銀行間決済システムに参加していないため、当座預金の受入れは禁じられている。

インドネシア銀行法には、銀行の種類ではなく行う業務の原理にもとづく区別がある。すなわち、イスラーム教原理にもとづく金融業務とそうでない金融業務である。このイスラーム教原理にもとづく金融業務をシャリーア金融という。シャリーア金融は、その強化が方針として採用されており、法律上も非イスラーム金融との level playing field が確保されるよう、同等の規制が置かれている。

銀行の数については、商業銀行は2007年3月現在で130行である。その内訳は、国有銀行5行、国内民間銀行71行、外資系銀行・支店28行、地方政府所有銀行26行である。

庶民信用銀行は、約9000であるが、銀行部門に占める資産の割合は2%以下と非常に小さい³。その多くは小規模経営の非常に脆弱な金融機関であり、その整理統廃合と経営基盤強化を中銀は中期的課題として推進している。

シャリーア金融は、シャリーア金融に特化した専門銀行を設立するか、または、銀行内

[2006: 66]）。

³ 2007年2月28日、中銀でのヒアリングによる。

にシャリーア金融ユニットを設置することにより営まれる。現在、シャリーア金融専門銀行は、Bank Muamalat Indonesia、Syariah Mandiri、Syariah Mega Indonesia の3行であり、19の銀行がシャリーア金融ユニットを有する⁴。

3. 金融監督制度

(1) 銀行の監督機関

銀行の監督機関は、中央銀行（BI）である。現在の1998年銀行法が制定される前の1992年銀行法においては、銀行免許の付与・取消は大蔵省の権限、免許付与後の監督は中銀の権限と、監督権限の分担がなされるという二元的構造がその特徴であった。しかも、中銀は、大蔵大臣が委員長である通貨委員会の監督を受けるという構造となっていた。当初、政府は預金保険制度を設けず、問題が生じた銀行を健全な銀行に合併させる方法で処理を行ってきたため、この権限分担システムはインドネシアでは、効率的に機能するように思われた（Cole & Slade [1996: 135]）。国有銀行が合併に関係する場合には、大蔵省が国有銀行株主として特別の利害関係を有しており、大蔵省は合併を承認せざるを得なかった。

しかし、この権限分担構造が、中銀がプルーデンシャル規制を実効的に執行・監督できなかった原因の一つといわれ、アジア金融危機が長引くにつれてその効率性が疑問視された（Tabalujan [1999: 6]）。

とくに国有銀行の監督において、このような権限構造が監督機能を弱めたとの批判がある（佐藤 [2004: 178-181]）。すなわち、国有銀行の株主は政府であり、株主として権限行使するのは大蔵省であった。中銀が銀行監督権限を有するといっても、中銀自体が大蔵大臣が委員長である通貨委員会の監督を受ける立場である以上、大蔵省が株主として行動する国有銀行には、十分な監督権限の行使が出来なかったのではないかとされている。そこで、IMFの要請もあり、現行の1998年銀行法⁵は、銀行免許の付与・取消および監督について、すべて中銀の権限とするような改正をなしたものである。

さらに、アジア通貨危機を経験後、IMFは中銀の独立性を確保するような法改正を促した。これが1999年中央銀行法⁶の制定につながる。もっとも、IMFは銀行監督権の独立性よりもむしろ通貨・金融政策の決定についての独立性を中心に考えていたといわれる（佐藤 [2004: 181]）。1968年中央銀行法を改正して成立した1999年中央銀行法は、中銀は独立

⁴ そのうち、一つは外資系の Hong Kong Shanghai Banking Corporation のシャリーア金融ユニットである。

⁵ Law No.7 of 1992 concerning Banking as amended by Law No.10 of 1998.

⁶ Law No.23 of 1999 concerning Bank Indonesia.

の機関であり、政府やその他の機関の干渉から自由であること（4条）、その目的は、ルピアの価値の安定の維持にあり（7条）、その目的を達成するため、①通貨金融政策の策定と実施、②銀行の規制・監督、③決済システムの規制と円滑の維持をその職責とすること（8条）を規定した。

しかし、独立性を強調する余り、1999 年中央銀行法は、中銀総裁の罷免の規定を設けず、また中銀に対する監督についても規定を欠いていた。この行き過ぎた独立性を修正すべく、2004 年中央銀行法改正法は、国会が選任し大統領が任命した監督委員会が中銀を監督すること、中銀は国会と政府に定期的な報告義務を負うこととし、また、総裁を含む中銀幹部が禁止事項に違反した場合、大統領に罷免権を認める改正がなされた。

ところで、1999 年中央銀行法は、2002 年 12 月 31 日までに、金融セクターすべてを監督する独立の機関を法律により設置し、中銀の銀行監督権もその機関に移転することとした（34条）。インドネシア金融サービス庁（*Otorita Jasa Keuangan: OJK*）の設置である。これも IMF の勧告によりなされたものである。しかし、中銀の強い反発もあり、その設置は遅れ、2002 年には設置できなかった。そこで、2004 年中央銀行法改正⁷により、その設置期限を 2010 年 12 月 31 日まで延長した。具体的には、資本市場監督庁（*Bapepam-LK*）が有する資本市場および保険業に対する監督権と中銀の銀行監督権を、ひとつの機関に集中することになるが、先行きはいまだ不透明のようである。

（2）資本市場および保険業の監督機関

資本市場、証券取引所、証券会社などの監督機関は、大蔵省傘下の資本市場監督庁（*Badan Pengawas Pasar Modal Lembaga Keuangan: Bapepam-LK*）である。資本市場に関する 1995 年法律第 8 号⁸によって、Bapepam が監督機関として定められている。米国の SEC に相当する機関である。

保険業の監督官庁は、1992 年保険法⁹制定以来、大蔵省金融機関総局であったが、2006 年の法改正により、金融機関総局は、Bapepam に統合され、Bapepam-LK となった。したがって、2006 年から、Bapepam-LK は、資本市場のみならず銀行を除く金融セクター全部の監督権限を有するに至った。

先述のとおり、中央銀行法によれば、2010 年末までに全金融セクターを監督する機関を

⁷ Law No. 3 of 2004 concerning amendment to Law No.23 of 1999 concerning Bank Indonesia.

⁸ Law No. 8 of 1995 concerning the Capital Market.

⁹ Law No. 2 of 1992 concerning Insurance.

設置するとあるが、これが実現すれば、中銀の銀行監督権限も Bapepam-LK の資本市場・保険業ほか非銀行部門の監督権限も、金融サービス庁（OJK）に移転されることになる。

第2節 競争法制と金融セクター

1. インドネシア競争法の概要

（1）競争法の制定

インドネシアにおいては、ながらく競争法制は存在しなかった。1997年のアジア金融危機においてIMF融資を受ける際に、その条件のひとつとして（IMF Conditionality）、適正な競争基盤の整備として競争法の制定・施行があげられた。インドネシアの競争法制定の直接の契機となったのは、このIMF Conditionalityである。

独占及び不公正競争に関する1999年法律第5号¹⁰は、1999年3月5日に制定・公布され、2000年9月から施行されている¹¹。

（2）競争法の規制の概要

インドネシア競争法の内容は、ひとことで言えば、類型ごとに詳細な禁止内容を規定しており、国際標準を充たす水準の内容であると評される（ヒクマハント [2004: 122]）。

「禁止される契約」の類型として、①売り手寡占に繋がるおそれのある契約（4条）、②価格決定に影響を与える契約・特定の合意価格の形成（5条～8条）、③市場分割契約（9条）、④取引拒絶（10条）、⑤カルテル（11条）、⑥トラスト（12条）、⑦買い手寡占（13条）、⑧垂直統合（14条）、⑨排他的取引（15条）を規定する。

「禁止される活動」の類型として、①売り手独占（17条）、②買い手独占（18条）、③市場支配（19条～21条）、④共謀（22条～24条）を規定している。

「市場における優越的地位の濫用の禁止」の類型として、優越的地位の濫用禁止（25条）、役員兼任の禁止（26条）、株式所有を通じた市場独占の禁止（27条）、独占行為・不公正競争に繋がる合併・買収の禁止（28条）を規定している。

これらの規定について特徴的なことは、独占的状态規制と濫用規制につき、市場シェア

¹⁰ Law No.5 of 1999 concerning Prohibition of Monopolistic Practices and Unfair Business Competition

¹¹ インドネシア競争法の詳細については、本書第5章およびその引用文献を参照。

の数値基準が示されていることである。単独の事業者または事業者グループは 50%超の市場シェアを有する場合（17 条、18 条、25 条、27 条）、2 ないし 3 の事業者または事業者グループは 75%超の市場シェアを有する場合（4 条、13 条、25 条、27 条）、市場を支配しているかまたは優越的地位にあると嫌疑を受けるかまたはそう看做されると規定されている。しかし、条文上は、これらの数値を超えることは禁止されていないし、また超えたら違法であるとも規定されていない。一般的に競争法制では、ある行為が違法であるかを判断する際に、当然違法の原則（*per se illegality*）と合理の原則（*the rule of reason*）という二つの概念が用いられるが、今後の裁判例などにより、どの条項が合理の原則にもとづく分析を必要とするのか、どの条項が当然違法の原則にもとづく扱いを要するのかが、明らかにされよう（ヒクマハント [2004: 124]）。

適用除外についても規定が置かれている。すなわち、①法令を実施するための行為や合意、②知的財産権、営業秘密、フランチャイズに関する契約、③競争を制限しない技術上の標準化に関する契約、④より低い価格での再販や再分配を求めない契約、⑤インドネシア国民全体の幸福を促進・向上させることを目的とする研究に関する契約、⑥政府が承認した国際契約、⑦国内市場に影響を及ぼさない輸出契約、⑧小規模事業、⑨もっぱら組合員にサービスを提供する協同組合などは、競争法の適用を免除される（50 条）。

（3）所管機関

競争法の執行機関は競争監視委員会（*Komisi Pengawas Persaingan Usaha: KPPU*）である。KPPU の委員は任期 5 年で 9 名以上、国会の承認を経て大統領が任免する（31 条）。現在の委員は 13 名で、4 名の委員が弁護士出身、他の委員の多くはエコノミスト出身であるという。2000 年から 2005 年までで 265 件のケースを取り扱っており、談合のケースが多いとのことである。KPPU は準司法機関ではなく行政機関であり、その裁定は裁判所の審査に服する。裁判で覆される裁定も多いという。ただし、競争法の実体的判断ではなく、訴訟手続など法技術的な理由による敗訴が多い。競争法は新しい法律であり、競争法を十分に理解していない裁判官が、裁判を担当していることが問題であるという¹²。

¹² 2007 年 2 月 26 日の KPPU でのヒアリングおよび 2007 年 2 月 27 日の CSIS でのヒアリングによる。

2. 金融セクターに対する競争法の適用可能性

（1）金融セクターに対する競争法の一般的な適用可能性

競争法には、金融や銀行に明示的に言及する文言はないが、他方、金融や銀行を適用除外とする文言もない。KPPU によれば、競争法は、金融セクターに対しても他の分野と同様に適用が肯定されるという。競争法の適用除外事由のひとつである「法令を実施するための行為や合意」（競争法 50 条 a 号）に関して、KPPU によれば、金融セクターの監督機関の主導においてなされる金融関係法と強い関連性を有する行為や合意は、競争法の適用から免除される可能性はあるとされる。しかし、いまだその適用による免除事例はないとのことである。

（2）金融セクターの対する競争法の適用事例

金融セクターにおいて競争法が適用されたほぼ唯一のケースが、国有銀行である Bank Negara Indonesia（BNI）による違反行為である。BNI が融資の借主に対して、信用保証を行う保険会社を BNI が指定する 4 社に限定した行為が、借主が保険会社を選ぶ自由を制限し、他の保険会社の参加を妨げたものとして、競争法で禁止されている、合意にもとづく独占行為、閉鎖的協定、市場支配行為に該当する（競争法 4 条、15 条 2 項、19 条 a 号 d 号）として排除措置命令（Case Decision No.10/ KPPU-L/2001）を BNI に下したものである（KPPU [2006: 96-97]）。

一般的に言えば、自動車ローン等における提携ローンのように、銀行が金融商品・サービスを提携先企業とともに取り揃え、顧客に選択の余地を与えず囲い込むことがあり得る一方、顧客の側は金融商品・サービスを自由に選択したいという欲求がある。したがって、一般論としては、上記のような抱き合わせ販売や拘束条件付き取引は、今後も問題となり得るという¹³。

なお、金融セクターでの手数料の一律化合意（カルテル）や ATM ネットワークなど水平的合意が、KPPU において実際に問題となったケースはないという。

（3）金融セクターの競争政策とその監督者との関係

KPPU の見方によれば、金融セクターは、各業種毎に異なる商品・サービスを提供していること、健全性規制が存在すること、高度規制業種であること等の特徴を有しており、

¹³ CSIS（Center for Strategic and International Studies）の Pande Radjia Silalahi 博士（前 KPPU 委員）へのヒアリングによる（2007 年 2 月 27 日）。

さらに、銀行部門や保険部門などは、競争が激しく、しかも独占的競争に類似した市場構造を有しているという。KPPU は、金融セクターへの競争法の適用に関しては、その監督権者（中央銀行（BI）や資本市場監督庁（Bapepam-LK）等）と協議しながら、健全性と効率性等の側面を維持しつつ、公正な競争を確保するよう協働していくという。KPPU は、金融規制当局の政策的事項に係るものなどについては、非公式に金融規制当局と協議を行っているとのことである。

銀行部門については、中銀がその安定性と健全性の維持について監督権限を有し、KPPU は公正な競争を監督し法執行を行う権限を有するので、一定の事項、たとえば、銀行間の合併・買収や水平的合意については、両方の機関が権限を有することになる¹⁴。具体的には、中銀の銀行部門再編強化構想（API）の具体化としての単一持株政策（Single Presence Policy: SPP）による銀行合併などについても、KPPU と中銀は、既に非公式に協議を行っている。しかし、銀行合併の問題に関して、KPPU と中銀のいずれが最終的な判断権を有するかについては、法律上からは明らかではなく、実際にも明確な結論は出ていないとのことである¹⁵。

一般的に言って、国の産業政策のあり方が企業の合併・買収の審査に影響を及ぼすことはあり得るといい、国有企業（State Owned Enterprise: SOE）の場合は、特にそうであるともいう。KPPU も、政府が効率化と競争促進の観点から M&A を促進する場合、それを支持するとのことである¹⁶。

現在、中銀が進めようとしている銀行合併は、脆弱な銀行の合併・統合を通じ、銀行システム全体の健全化と強化を図るという政策にもとづくものである。KPPU は、銀行合併に対する競争法の適用可能性と KPPU の審査権については肯定するが、中銀がその権限にもとづき政策として銀行合併を主導することについて、とくに問題とする様子はなかった。銀行の合併が中銀の政策や権限にもとづくものである場合¹⁷、それが「法令を実施するための行為や合意」（競争法 50 条 a 号）として、競争法の適用除外となる可能性があり得るように思われる。

¹⁴ KPPU は、競争法 28 条により企業の合併・買収について審査権を有するが、具体的な審査規定やガイドラインはなく、審査の詳細を定める政令は現在起草中であり、2007 年中に制定の予定であるという。また、中銀は銀行法および銀行の合併・買収に関する政府規則により、銀行の合併・買収について審査および承認権を有する（本章第 3 節 4 参照）。

¹⁵ KPPU でのヒアリング（2007 年 2 月 26 日）によれば、この問題は、KPPU と中銀の間で、特に争点とはなっていない模様であった。

¹⁶ 筆者の質問に対する KPPU スタッフからのメモによる回答（2007 年 2 月 26 日）。但し、競争にネガティブな影響を生ずることを未然に防ぐために、合併・統合のプロセスについて、KPPU は徹底的な事前事後の監督を行うとの由である。

¹⁷ 中銀は、銀行合併買収規則上、銀行に合併を要請する権限を有する（本章第 3 節 4 参照）。

第3節 アジア金融危機後の銀行法制改革

1. 1998年銀行法の成立まで

1960年代からアジア金融危機後の1998年銀行法成立までの期間における銀行部門の規制状況とその緩和およびそれが銀行間競争に及ぼした影響については、次のようにまとめることができる（Pangestu [1996]、McLeod [1996]、佐藤 [2000]）。以下の記述は、特に佐藤 [2000]を参照してまとめたものである。

（1）第一次金融自由化前まで

インドネシアの銀行部門は、1945年のインドネシア独立後、旧宗主国オランダや英国などの外国銀行を接収し、国有銀行としたところが、その出発点である。中央銀行であるインドネシア銀行（Bank Indonesia）も、国有化されたオランダ系のジャワ銀行を母体としている（1951年国有化）。スカルノ政権は、外国銀行をすべて国有化し、1959年には民間銀行の新規設立を禁止した。

スハルト政権は、民間資本の活用と外資導入へと基本政策の転換をはかったことから、1966年～68年に再び銀行の新規参入が許された。これが厳密に言えば、金融セクターの初めての自由化措置である。しかし、銀行数の急激な増加をみたことから、1968年には再び新規参入が事実上停止され、20年後の1988年第二次金融自由化まで、民間銀行と外資系銀行の新規参入は認められず、支店開設も厳しく規制された。この時期、対外開放政策の例外と銀行部門は位置づけられ、国家資本中心の体制（国有銀行）が意図的につくられたのである。この間、国有銀行は、中央銀行から融資された資金を原資として、それを政府が指定する優先分野に貸し付けるという、国家による開発資金配分の導管としての役割を担い¹⁸、銀行部門の総資産の6～8割を占める存在であった¹⁹。この意味で銀行部門は、国家による管理事業的な性格を有していた。とくに国有銀行の融資は、1973・74年頃から、金利、貸出量、貸出分野を全面的に国家が管理した補助金的融資の提供ともいえる業務で

¹⁸ 1990年に中銀の間接貸出が停止されるまで、中銀による優先分野への直接貸出・間接貸出が、全銀行部門の融資総額に占める割合は、1968年に72%、その後一時低下するが、1988年の第二次金融自由化に低減するまで、21年間の融資総額に占める割合は平均で48%に達した。中銀による直接貸出と国有銀行が仲介する中銀間接貸による政策金融は、財政投資とならぶ開発資金の2大供給チャネルであった（佐藤 [2004: 160]）。

¹⁹ 銀行の新規設立が停止された1968年から1983年の第一次金融自由化まで、商業銀行総資産に占める国有銀行の割合は7～8割であり、1984年から第二次金融自由化までは6割以上を占め続けた（佐藤 [2004: 158]）。

あった。この当時、銀行部門における競争政策などという発想はなかったものと思われる。

1970年代、国有銀行は、主に国有企業の銀行ニーズに応える存在として、民間銀行とは、緩いながらも事実上のマーケットの棲み分けがなされていた模様であり、国有銀行は、民間銀行と強くは競争しない関係にあったといわれる（McLeod [1996: 2]）。

（２）1983年第一次金融自由化

石油ブームの終焉により、経済自由化に向けた構造調整政策の実施を余儀なくされ、1983年の第一次金融自由化が行われた。①国有銀行の預金・貸出金利の完全自由化、②全銀行に対する貸出規制の撤廃である。第一次金融自由化の意義は、銀行制度を国家管理型から市場指向へと方針転換したことである。しかしながら、銀行部門の新規参入の禁止は維持され、支店開設も制限的であり、銀行間の競争は依然として制限された環境ではあったが、金利・貸出に関する裁量権が規制緩和により認められ、次のような変化が生じた（佐藤 [2004: 162]）。

国有銀行の預金・貸出金利の自由化後は、預金金利と貸出金利の差は、公定金利時代よりも拡大し、優遇貸出制度により企業部門に配分されていたレントが銀行内部に確保された。

金利自由化と貸出制限の撤廃により、各銀行は、預金および貸出金利の設定と貸出量の拡大という2つの要素により、競争を行うことになる。これにつき、国有銀行と民間銀行とを比較すると、1985年～1988年の3年間で、市場金利での営業経験と顧客情報において優る民間銀行は、貸出上限の撤廃をいち早く貸出拡大に結びつけることができた。民間銀行の貸出残高の増加は年率81%に及んだが、国有銀行の貸出残高の増加は年率37%にとどまった。新規開設支店数も民間銀行は137店舗であったのに対し、国有銀行は56店舗にとどまった。

国有銀行は、中銀間接貸出への資金依存の継続とその減少に伴う不良債権の顕在化、貸出先開拓力の弱さ、貸出金利上昇に伴う不採算事業の増加などの要因によって、民間銀行に比べ、自由化の利点を生かし切れなかったと思われる。しかしながら、第一次金融自由化では銀行の新規参入の停止は依然として維持されたため、全体として国有銀行の絶対的優位は変わらなかった。

表3 銀行部門における規制方針の変遷

	1967-8	1974-83	1983	1988-92
I. COMPETITIVE				
1. Entry Barriers				
- private banks	Open	Closed	Closed	Open (1988)
- foreign banks	Open until 1968	Closed	Closed	Open (1988)
2. Branching Regulation				
- private banks	Stringent	Stringent	Stringent	Relaxed for sound banks (1988)
- foreign banks	Restricted to 2 in Jakarta	Restricted to 2 in Jakarta	Restricted to 2 in Jakarta	Extended to 6 other cities (1988)
3. Deposit Ceilings				
- state banks	Controlled	Controlled	Remove controlled	No control
4. Credit Rates				
- all banks	None	Set by BI	Eliminated	No ceiling
5. Foreign Exchange Powers	Some	Moratorium	Moratorium	Permitted for sound banks (1988)
6. Deposit of State Enterprises	Restricted to state banks	Restricted to state banks	Restricted to state banks	Up to 50% with private banks (1988)
7. Reserve Reg.	30% of deposits	15% of deposits	15% of deposits	2% of deposits (1988)
8. Export Credit	None	Subsidized export credit (1982)	Subsidized export credit (SEC)	-Elimination of SEC in phases: 1986-Apr. 1991 - 50% of joint venture
9. Capital Allocation	Some	Pervasive	Reduced	Only for procurement & production of foods
II. PRUDENTIAL				
1. Legal Lending Limits	None	None	None	20% of capital to single borrower and 50% to group (1988)
2. Capital Requirements				
- private domestic banks				Rp. 10 bill. (1988) Rp. 50 bill. (1992)
- foreign banks				Rp. 50 bill. (1988) Rp. 100 bill. (1992)
3. Foreign Exchange Expose	None	Ceilings on off-shore borrowing	Ceiling on off-shore borrowing	Net open position limit 25% of capital (1989)
4. Underwriting	None	None	None	Prohibited for banks (1989)
III. OTHER MEASURES				
- national banks				20% of credit to small scale business (1990)

(出所) Pangestu [1996: 135]

（３）１９８８年第二次金融自由化

１９８８年１０月の第二次金融自由化は、次のような内容である。①民間銀行の参入の自由化（最低資本金要件 100 億ルピア）、②外国銀行の合併形態での参入自由化（最低資本金要件 500 億ルピア）、③全銀行の地方支店開設要件の緩和、④外国為替取扱銀行への昇格要件の緩和、⑤地方レベルで庶民信用銀行の設立要件緩和、⑥国有企業預金の民間銀行への預入れの自由化、⑦支払準備率の 15%から 2 %への引下げ、⑧為替リスクヘッジのための中銀スワップ制度の導入である。１９８９年には、⑨銀行の海外借入上限規制の撤廃と NOP (Net Open Position) 規制²⁰（自己資本 25%以内）が導入された（表 3 参照）。

まず、参入の自由化により、民間銀行数が著しく増大した。１９６８年から事実上 20 年間新規参入が閉ざされていたが、参入自由化により、多数の企業グループ系銀行が設立され、新規参入する銀行数は目覚しく増加し、銀行市場は量的に大きく拡大した。新規設立要件が最低資本金 100 億ルピアを充たすことのみであることから、多数の企業グループが高利潤事業とされる銀行業に参入した。これにより、国有銀行 7 行の商業銀行部門全資産に占める割合は、１９８８年の 63%から 1996 年の 38%まで一貫して低下し、民間銀行の割合は、24%から 52%への拡大した²¹。

次に、海外での資金調達の規制緩和は²²、銀行と企業を国内市場からコストの安い海外市場での資金調達に向かわせた。国内銀行市場は、銀行の新規参入による競争激化と、有力企業が海外市場での資金調達へとシフトしたことにより、新興企業・中小企業融資、消費者金融、住宅金融へと向かうこととなった。

１９８８年の第二次金融自由化には、法的貸出限度規制が盛り込まれており、これが最初のプルーデシヤル規制であった。その後 BIS の自己資本比率（CAR）規制²³という外圧に

²⁰ 外貨建債権・債務の差額が、自己資本に占める割合を一定比率以下とするプルーデシヤル規制である。

²¹ アジア金融危機後は、救済策として公的資本注入および銀行の国有化がなされ、国有銀行の銀行部門資産に占める比重は再び増した。国有銀行の比重は、1996 年の 36%から、2000 年の銀行再編後は 50%となった。民間銀行の比重は、1996 年の 52%から銀行再編後の 2000 年は 35%に低落した。しかも、この民間銀行の 35%の資産比重の内訳は、国有化された民間銀行の資産比重は 20%、公的資本注入を受けた民間銀行の資産比重は 7 %、再建措置を受けなかった民間銀行の資産比重は 8 %にすぎない。2000 年には国有銀行および国有化された民間銀行の比重は合計で 70%に上ることになる。外国銀行の比重は、1996 年 9 %、2000 年 12%、2002 年 10%と大きな変化はないが、2002 年の政府保有株売却により、国有化された民間銀行の株式のうち外資に売却された銀行は 4 行、資産比重にして 21%であり、外国銀行の 10%と合わせると外資系の比重は 31%となることに注意を要する（佐藤 [2004: 156]）。

²² 銀行には海外借入に NOP 規制が課されたが（1989 年）、企業に対する海外借入規制はなかった。国有銀行、国有企業については 1991 年に海外借入規制を導入した。

²³ BIS から 1987 年 12 月に発表されたもので、国際信用秩序維持を目的に、1992 年までに自己資本比率 8 %を国際的統一基準として達成すべきとするもの。

押され、1991 年 2 月に中銀は、次のようなプルーデンスル規制導入を発表した。①BIS 規制に沿った自己資本比率 8 % の 1993 年末までの達成、②健全性基準とポイント制銀行格付けシステム（Capital, Asset, Management, Earning and Liquidity: CAMEL）の導入、③銀行資産の質的基準の設定、④中銀に対する銀行の営業停止命令権の付与²⁴である。

表 4 各銀行群の銀行数と支店数（1981-2003）

年	銀行数					支店数				
	SB	NPB	FJVB	RDB	Total	SB	NPB	FJVB	RDB	Total
1981	7	74	11	26	118	838	311	32	180	1,361
1982	7	73	11	27	118	854	326	35	196	1,411
1983	7	72	11	27	117	874	353	36	203	1,466
1984	7	71	11	27	116	898	386	37	213	1,534
1985	7	71	11	27	116	909	429	37	222	1,597
1986	7	67	11	27	112	952	466	37	229	1,684
1987	7	67	11	27	112	992	538	37	235	1,802
1988	7	66	11	27	111	1,004	631	35	270	1,940
1989	7	90	21	27	145	1,009	1,493	41	341	2,884
1990	7	109	28	27	171	1,018	2,145	48	352	3,563
1991	7	129	29	27	192	1,044	2,742	53	408	4,247
1992	7	144	30	27	208	1,066	2,855	56	425	4,402
1993	7	161	39	27	234	1,076	3,036	75	426	4,613
1994	7	166	40	27	240	1,171	3,203	83	431	4,888
1995	7	165	41	27	240	1,301	3,458	83	446	5,288
1996	7	164	41	27	239	1,379	3,964	86	490	5,919
1997	7	144	44	27	222	1,527	4,150	90	541	6,308
1998	7	130	44	27	208	1,602	3,976	121	555	6,254
1999	5	92	40	27	164	1,579	3,581	93	554	5,807
2000	5	81	39	26	151	1,506	3,228	95	550	5,379
2001	5	80	34	26	145	1,522	3,332	92	574	5,520
2002	5	77	34	26	142	1,590	3,411	88	585	5,674
2003	5	76	31	26	138	1,761	3,821	101	666	6,349

（注） SB: 国有銀行、NPB: 国内民間銀行、FJVB: 外資系銀行・外国銀行支店
RDB: 地方開発銀行

（出所） Srinivas & Sitorus [2004: 32]

²⁴ 銀行免許の付与権限は大蔵省、銀行監督権限は中銀という権限分担体制のもと、銀行監督の実効性をあげるために、中銀の指導に従わない銀行に対する制裁権が付与されたものである。

（４）１９９２年銀行法制定からアジア金融危機前まで

１９９２年には従前の規制をとりまとめて整備した銀行法（１９９２年法律第７号）が制定された²⁵。競争政策との関連で重要な項目は、①外国人による銀行の上場株式の取得を認める、②国有銀行の特殊法人形態を廃止し、すべて株式会社とする、③国有銀行の株式の証券取引所への上場を認める、④中銀と大蔵省の不健全銀行に対する権限分担体制の確立、⑤プルーデンシャル規制の導入（法的貸出限度規制²⁶など）、⑥情報開示義務（四半期財務報告の全国紙への掲載）、⑦早期警告システムの導入、⑧最低資本金の引き上げ（スナマ銀行破綻事件の影響、５００億ルピア）、⑨非遵法銀行への行政的制裁措置、⑩非遵法銀行経営者・従業員に対する刑事罰などである（表５参照）。

１９９２年銀行法制定から１９９７年金融危機の前までに、銀行監督システムは、制度上は整備されたが、９０年代に銀行不祥事が相次いだことから、規制の実効性を担保する制度的環境が欠けていたといわれる。その原因としてあげられるのは、①急激な参入自由化が銀行の健全性維持を阻害したことである。競争激化による利益率の低下、中銀の各規制遵守のためのコスト増を銀行が厭い、潜脱的方法で規制を達成しようとした。たとえば、銀行は貸出抑制や中銀預金証書（ＳＢＩ）の購入によって自己資本比率を達成、プルーデンシャル規制は形骸化した。また、②中銀の情報収集能力と監督権限に限界があり、不健全銀行の発見、指導が不十分であった。ことに銀行数が急速に拡大した９０年代は、粉飾決算や汚職など巨額の銀行スキャンダルが多発し（表６参照）、銀行自体のガバナンスの弱さを露呈するとともに、中銀の情報収集能力および監督指導の実効性に疑問が持たれた。③銀行の市場退出ルールが欠如していたことである。市場退出ルールがなく、暗黙裡に銀行は政府の保護を前提としたことが、リスクを度外視した融資拡大など短期的利益の追求に銀行を走らせた一因であったと考えられる。

²⁵ １９６７年銀行基本法が以前の銀行規制の根拠法であった。

²⁶ 法的貸出限度（Legal Lending Limit: LLL）規制とは、１人の債務者または債務者グループ、銀行株主や経営陣の所有する企業・企業グループに対する貸出限度であり、グループ内部金融の規制が目的であった。１９９３年には限度が厳格化（１企業グループへの貸出限度は自己資本の５０％から３０％へ）がなされたが、達成準備期間が設けられた（当初２年、のちに４年）。

表5 1959年～1994年 銀行部門の規制に関する年表

年	月	銀行部門の規制に関する事項
1959		民間銀行の新規設立禁止
1966		民間銀行の新規参入許可
1968		外国銀行の新規参入許可（11行が許可された）
	7	銀行数急増（87行⇒122行）のため新規参入許可の事実上の停止（1988年まで）
1974	4	貸出上限額(credit ceiling)規制の全銀行への導入
1977	12	支払準備率を30%から15%に引下げ
1983	6	第一次金融自由化 ・国有銀行の預金金利を自由化 ・全銀行の貸出規制を自由化
1984	9	Interbank 借入限度規制を導入し、総資金の7.5%とする
1985	8	Interbank 借入限度規制を緩和し、総資金の15%とする
1988	10	第二次金融自由化 ・民間銀行および外資合併銀行の新規参入の自由化 ・支店開設規制の自由化 ・国内民間銀行に対する外為業務免許要件の緩和 ・外為銀行の全支店での外為業務を認める（以前は限られた支店でのみ取扱い） ・Interbank 借入の自由化 ・普通預金の商品開発の自由化 ・法的貸出限度（LLL）規制導入
1989	3	銀行の海外借入規制を上限規制からNOP（Net Open Position）規制へ変更
1990	1	中銀の間接貸出を原則停止 全貸出の20%を小企業向けとすることを義務づける
1991		プルーデンスシャル規制（CAR）導入
	11	国有銀行の海外借入を再び規制
1992	2	銀行法（1992年法律第7号）制定 ・外国人による上場銀行株の取得を認める ・国有銀行の株式会社化 ・国有銀行株式の証券取引所上場を認める ・大蔵省と中銀による銀行監督権限分担体制
		新設銀行の最低資本金引き上げ（スナマ銀行破綻事件後）
1993		プルーデンスシャル規制（CAR）を緩和 法的貸出限度（LLL）規制を厳格化するも達成期限を延期
1994		銀行の不良債権に対する引当義務を強化

(出所) Pangestu [1996]; McLeod [1996]; 佐藤 [2004]から作成。

表6 1990-98年銀行スキャンダルと問題金額

1990年9月	Bank Duta	Rp 778 billion
1990年10月	BUMJ	Rp 102 billion
1991年5月	Bukopin	Rp 185 billion
1992年11月	Bank Summa	Rp 1.3 trillion
1994年2月	Bapindo	Rp 1.3 trillion
1997年6月	Bank Arta Prima	Rp 325 billion
1997年8月	Bank Asta	Rp 68 billion
1997年9月	Bank Perniagaan	Rp 800 billion
1998年11月	Bank Rakyat Indonesia	Rp 572 billion

(出所) Tabalujan [1999: 3]から作成

(5) 1998年銀行法の制定

アジア金融危機直後の1998年に1992年銀行法が改正され、新たに1998年銀行法が11月10日に公布・施行された²⁷。現在もこの1998年銀行法が、銀行規制・監督の根拠法である。

改正の主たる目的は、銀行監督・規制の強化、特にプルーデンシャル規制関連の銀行経営水準の向上である。法律が制定されても、その目的が達せられるや否やは、銀行経営の質の向上と中銀による包括的かつ実効的な監督・規制が実施されるかどうかにかかっているといえる。

98年銀行法は、預金者保護の水準を引き上げると同時に銀行経営の責任を重くし、中銀に銀行の監督権限を一元化した上で、その権限を強化したものである。具体的には、預金保険制度を定め、監督当局と銀行経営者に重い責任を課し、法的貸出限度規制の厳格化(適用対象となる借主の拡大、11条)²⁸などプルーデンシャル規制の強化を行った。中銀への銀行監督権限の一元化をなし、銀行免許の付与および取消し(16条、37条2項)、支店開設許可(18条、19条)、外国銀行の支店の開設免許(20条)も中銀の権限とした。

また、90年代の多くの銀行スキャンダルを経験し、刑事的行政的制裁を厳格化したのも特徴である。たとえば、銀行免許を取得せずに銀行業を営んだ場合、92年法の最高100億

²⁷ Law No.7 of 1992 concerning Banking as amended by Law No.10 of 1998.

²⁸ 98年銀行法11条の定めは次の通り。すなわち、1人または1グループに対する与信は、資本の30%を超えてはならない。また、①払込済資本金の10%以上を所有する株主、②監査役、③取締役、④①②③の親族、⑤銀行の他の役員、⑥①から⑤の当事者が利害関係を有する事業体に対して、資本の10%を超えて与信を供与してはならない。

ルピアの罰金から 98 年法は最高 2000 億ルピアの罰金へと引き上げられた（46 条 1 項）。監査役、取締役や従業員が銀行記録や計算書類を破棄、隠匿、消去、虚偽記載した場合には、5 年から 15 年の懲役かつ最低 100 億から最高 2000 億ルピアの罰金（49 条）、中銀に所定の情報を提供しなかった場合は、最高 1000 億ルピアの罰金と最高 10 年の懲役（48 条）などが課される。

特筆されるのは、銀行株主の責任を定めたことである（50A 条）。銀行株主が、監査役会や取締役や従業員に、銀行法や施行規則等への違反行為を承知の上で指示した場合、7 年から 15 年の懲役かつ 100 億から 2000 億ルピアの罰金を科される。このような株主責任は、92 年法には規定がなかったものである。

2. 参入規制の体系

（1）参入規制

アジア金融危機を経験したことから、参入規制においては二つの特徴があげられる。まず、銀行の新規設立要件の厳格化と外資参入条件の緩和である。新規設立要件の厳格化の背景には、健全な銀行システムを維持するには、システム構成員である銀行自体が資本および経営の質において優れ、強固な経営基盤を有することが必要であるとの認識がある。また、アジア金融危機後、経済の回復には外資の導入が不可欠との認識から、1998 年銀行法は、1992 年銀行法に比べ外資による参入条件を大幅に緩和している。

92 年銀行法では、外資は、2 つの方法で参入できた。中銀の許可を得て支店形態で業務を営む（92 年法 20 条）、またはインドネシア人（法人を含む）と合併銀行を設立することである（92 年法 1 条 4 項・22 条(b)）。

外資銀行の参入条件は、PAKTO88 の規制緩和パッケージの政策をそのまま採用したものである。さらに、上場された銀行の株式を取得することによっても参入できるが、50%未満に限られた（92 年法 26 条 3 項）。これに対し、庶民信用銀行への外資の参入は禁止され、これは 98 年法において同じである（92 年法 23 条、98 年法 23 条）。

98 年改正法は、国有銀行も含め商業銀行に証券取引所への上場を認めており（98 年法 26 条 1 項）、インドネシア人および外国人も証券取引所を通して、または相対取引で直接に銀行株式を取得できる（98 年法 26 条 2 項）。この法の文言条文だけからは、100%外資も可能のように思われるが、政府規則により、詳細が定められるとあり（98 年 26 条 3 項）、実際には、政府規則により 99%までしか保有できない（後述（b）参照）。

(a) 新規設立の場合の最低払込済資本金

商業銀行の新規設立の際の最低資本金は、3兆ルピア（約430億円）である（98年銀行法16条3項・16条2項b号、商業銀行に関する中銀規則（以下、商銀規則と略す）²⁹4条）。庶民信用銀行の新規設立の場合は、①ジャカルタでは50億ルピア（約7100万円）、②ボゴール、タンゲラン、ベカシ、デポク地域では、20億ルピア（約2900万円）、③地方主要都市（州都）では、10億ルピア（約1400万円）、④他の地域では、5億ルピア（約700万円）である（庶民信用銀行に関する中銀規則（以下、庶民銀規則と略す）³⁰4条）。

資本金払込や出資・買収など銀行のオーナーシップを取得するための資金は、①自己資金であり（他からの借入等は不可）、かつ②不法活動から得た資金でないこと（特にマネー・ローンダリング）を要する（商銀規則13条、庶民銀規則14条）。なお、シャリーア金融を行う銀行の場合は、シャリーア原理が禁じる活動から得た資金をその資本金としないという規制がある。

(b) 所有者要件

銀行への直接出資または証券取引所を通しての上場銀行株式の購入により、銀行の株主となることが可能である。商業銀行を所有することができる主体は、①インドネシアの自然人・法人、または②インドネシアの自然人・法人と外国の自然人・法人との合弁である。つまり、外国人のみの商業銀行の所有は認められない。銀行の株式の取得については、商業銀行株式購入に関する1999年政府規則第29号³¹が規律している。同規則によれば、自然人・法人ともに、銀行株式を証券取引所を介して、または取引所を介さずに直接取得することができる（規則2条1項）。

外国人は、証券取引所に上場された銀行株式を100%取得できるが、銀行が証券取引所に上場できる株式は発行済株式の99%までなので、結局、外国人が取得できるのは99%までである（規則4条1項2項）。直接出資が認められるのも99%までである（規則3条）。すなわち、商業銀行の株式は、最低1%はインドネシア資本の所有であることが条件とされる（規則3条・4条3項）。この1%はnational sentimentであると説明されることがある。なお、株式取得が発行済株式の25%超の場合など、銀行の合併・買収規則に定める「買収」に該当する場合には（本章第3節4参照）、合併・買収規則にもしたがうことを要する。

²⁹ Bank Indonesia Regulation No. 2/27/PBI/2000 concerning Commercial Banks.

³⁰ Bank Indonesia Regulation No. 8/26/PBI/2006 concerning Rural Banks.

³¹ Government Regulation No.29 of 1999 concerning Purchase of Shares of Commercial Banks, State Gazette No.62 of 1999, Supplement to the State Gazette No.3841.

これに対し、庶民信用銀行への外国人による資本参加は認められない（1998 年銀行法 23 条）。

商業銀行の所有者は、また、次の要件を満たすことが要求される。①Bad Bankers List 掲載者でないこと、②高潔、善良で高い道德心を有し、銀行の健全な発達に貢献し、銀行株主としての適格性があると判断されることである（商銀規則 15 条）。③支配株主（Controlling Shareholder）³²となる（予定の）者は、中銀による審査とインタビューに服する（商銀規則 7 条 2 項）。支配株主は、銀行が資本または流動性に関し問題を生じたときに、積極的にその解決にあたる旨の声明書を、免許申請の添付書類として求められる（商銀規則 6 条 2 項 a 号 2 及・b 号 7）。

（c）外国銀行支店の開設

1998 年銀行法で、外国銀行がインドネシアに支店を開設することが再び認められた。その要件としては、①当該外国銀行の総資産が、その規模で世界 200 位までに入ること、②国際的に著名な Moody's や S&P などの格付機関により A の格付けを取得していること、③新規銀行設立の場合と同様に、開設する支店の資本として 3 兆ルピアないしは相当の外貨を有することである（Bank Indonesia [2006a: 69-70]）。

（d）外国銀行駐在員事務所の開設

外国銀行の駐在員事務所を開設する要件として、当該外国銀行の総資産が、その規模で世界 300 位までに入ることが要求される。駐在員事務所の活動として、営業活動を営むことは出来ず、認められるのは次の業務に限られる。すなわち、①本支店の要請等により情報を第三者に提供すること、②インドネシアに所在する融資担保物のモニターにつき本支店を支援すること、③本支店の要請によりその代理人として政府機関とコンタクトすること、④プロジェクトの全部または一部が本支店の融資によりなされた場合に、そのプロジェクトをモニターすること、⑤銀行の宣伝活動に従事すること、⑥インドネシアの貿易、経済、金融についての情報を海外当事者に提供すること（その逆も同様）、⑦国際的な駐在員事務所のネットワークを通じ、インドネシアの輸出者が海外市場にアクセスすることを支援すること（その逆も同様）などである（Bank Indonesia [2006a: 70]）。

ところで、98 年銀行法はシャリーア金融（イスラーム金融）について明文を置き（1 条

³² 支配株主（Controlling Shareholder）とは、議決権株式の 25%以上を所有する法人・自然人・ビジネス・グループ、または 25%未満でも直接的間接的に銀行を支配していると認められる法人・自然人・ビジネス・グループをいう（商銀規則 1 条 13 号）。

12 号 13 号)、通常の銀行サービスとの level playing field を実現したことも特徴である。一般銀行の業務は、通常の銀行業務とシャリーア原理にもとづく銀行業務の両方を意味するとされ(1 条 3 号)、立法全体にわたり、通常の銀行業務とシャリーア原理にもとづく銀行業務が、equal footing として扱われている。

外資参加とシャリーア金融は二つの側面でより大きな競争をもたらすと思われる。第一に、銀行部門における国内資本と外国資本による経営の競争が促進される。これは現状の地方銀行の危うい状況からして、外国銀行や外国投資家により地方銀行への資本参加や買収が進む可能性を示唆する。第二に、将来において、通常の銀行業とシャリーア原理にもとづく銀行業との競争が生じうる。現在の経済状況ではそうでもないが、経済状況が将来好転したときに、地元資本や外国のイスラーム系銀行が参入する可能性がある (Tabalujan [1999: 22])。

(2) 出店・店舗規制

1967・68 年から 1988 年第二次金融自由化前までの 20 年間、国内民間銀行の支店開設は抑制されていた。同時期に外国銀行の場合は、ジャカルタに 2 店舗と制限されていた。1988 年第二次金融自由化後は、健全な銀行には出店規制は緩められ、現在に至っている。外国銀行は、1988 年に支店設置がジャカルタ以外の 6 都市に拡大され、現在は、外国銀行についてそのような出店制限はなくなった。98 年銀行法上は、支店の設置は中銀の許可事項であるが(98 年銀行法 18 条)、とくに店舗数を制限する規制はない。

商業銀行の支店設置の手続は、次の通りである(商銀規則 27 条)。まず、支店設置の計画は、当該銀行の年間事業計画に開示されていなくてはならない。年間事業計画は、中銀に提出が義務づけられているものである。国内支店の許可は、当該銀行の格付けを含む事業能力、銀行間での公正な競争、銀行数が飽和水準となっていないかどうか等を中銀が審査してなされる (Bank Indonesia [2006a: 83])。銀行間の公正な競争や銀行数の飽和水準など、競争政策的な事項についても、中銀が支店設置の審査の際に考慮する。

庶民信用銀行の支店設置の手続は、次の通りである (Bank Indonesia [2006a: 83])。まず、①支店設置は本店が所在する州 (province) 内でのみ認められること、②当該庶民信用銀行の中銀での格付けが最低 12 ケ月間「健全」との評価を得ていること、③当該庶民信用銀行が当該州内の最低資本金を満たしていること、④自己資本比率が最低 3 ケ月間 15% 以上であること、⑤複数の支店を設置する場合、はじめの支店設置から 1 年間にさらに 1 つだけ支店の設置が認められる。

3. 行為・業態規制の体系

(1) 金利規制

金利規制は第一次金融自由化で撤廃されており、預金金利・貸出金利ともに各銀行が裁量権を有する。

(2) 兼業規制・業務範囲規制

商業銀行の業務は、次の通りである（98 年銀行法 6 条・7 条）。①預金の受入れ、②貸出、③社債等の発行、④自己勘定または顧客の依頼による証券類の売買（為替手形、CP、国債、政府保証債、中銀預金証書、社債等）⑤送金、⑥銀行間資金貸借、⑦資金決済業務、⑧貸金庫、⑨カストディアン業務、⑩私募債の引受け、⑪ファクタリング、クレジット・カード、信託業務、⑫シャリーア金融、⑬銀行法および関連法規に違反しない銀行の一般的業務、⑭外国為替取引（外国為替銀行としての免許が必要）、⑮年金基金の設定と運用、などである。

外国為替取引には、外国為替銀行としての免許が必要であるが、免許の要件は、①前月の自己資本比率が最低 8 % 以上であること、②中銀格付けで連続 24 ケ月間「健全 (sound)」であること、③最低 1500 億ルピアの払込済資本金を有すること、④組織、人材、外為取扱いガイドライン、管理システムなど外為業務の準備が整っていることである（Bank Indonesia [2006a: 86-87]）。

また、銀行は次のような事業に資本参加を行うことができる（98 年銀行法 7 条）。①他の銀行、②リース、③ベンチャー・キャピタル、④証券会社、⑤保険会社、⑥証券決済会社などである。さらに、不良債権処理事業に対して、定められた時期に出資を引き上げる条件で、一時的に資本参加することが認められる。

しかしながら、銀行の資本参加には中銀の許可が必要であり、許可条件には次のようなブルーデンシャル・ルールがある。①自己資本比率が規制上の水準を満たしていること（8 %）、②銀行業務に重大な影響を与えず、かつ、銀行のリスク・プロファイルを大幅に増す結果とならないこと、③資本参加について適切な内部統制システムを有すること、④資本参加について年間事業計画に記載されていること、⑤中銀の集中監督や特別監視³³の対象銀行でないこと、⑥過去 12 ケ月間に特定の営業の停止を含む行政上の制裁処分を受け

³³ 本章第 4 節 3 参照。

ていないこと、などである。なお、資本参加は、長期投資目的でのみ許可され、資本の 25% 以下で認められる（Bank Indonesia [2006a: 112-113]）。

商業銀行に禁止される業務は、①上記で認められた事業以外への資本参加、②保険事業、③銀行法で認めた業務以外の業務、である。なお、銀行本体は保険事業を営むことはできないが、保険事業への出資は認められていることから、子会社形態で保険事業を営むことは可能である。

庶民信用銀行に認められている業務は、当座預金以外の預金の受入れと貸出、自己資金の他の銀行への預金、中央銀行預金証書の購入である（98 年銀行法 13 条）、しかし、庶民信用銀行は、中央決済システムの参加者ではないため、当座預金を受け入れることは出来ず、両替以外の外国為替業務、他の事業への資本参加、保険業務などを営むことは禁じられている（98 年銀行法 14 条）。

商業銀行については、銀行間競争あるいは金融セクター内部での競争を大きく制約するような兼業規制・業務範囲規制はないといえよう。庶民信用銀行は、小規模経営かつリスク管理能力の低さなどから、その業務範囲は厳しく制限されており、他の業態との兼業は認められない。

（３）金融持株会社の構成制度

1998 年銀行法には、金融持株会社についての規定はない。既に述べたように、銀行は子会社として、他の銀行、保険、証券、リースなどを保有することができ、子会社形態で他の銀行や他の金融セクターの業務を営むこともできる。

次に、金融持株会社としての純粋持株会社についてであるが、現行の 98 年銀行法上に規定は存在しない。純粋持株会社の場合、それは銀行法上の「銀行」に該当せず³⁴、銀行法上は、銀行の「株主」としての取扱いとなると思われる。銀行の新規設立免許や合併・統合・買収の場合における中銀の許可の際に（98 年銀行法 16 条・28 条）、純粋持株会社がどのように扱われるのかは不明である。

ただし、銀行のみを子会社とする純粋持株会社としての銀行持株会社については、単一持株政策実施のために制定された中央銀行規則にその定めがある。この詳細については、後述する（本章第 4 節 2（３）（b）参照）。

³⁴ 1998 年銀行法上、銀行とは、預金の受入れと信用の供与を行う法人である（1 条 2 号）。

（４）地域規制

商業銀行には、地域規制はない。支店設置についても地域規制はない。これに対して、庶民信用銀行はもともと地方の庶民金融機関としての位置づけから、地域規制が存在している。かつて 92 年銀行法では庶民信用銀行は、大都市での設立・営業を禁じられていたが、98 年銀行法ではその規制は撤廃され、ジャカルタなど大都市でも庶民信用銀行は設立可能である。支店設置の区域については、92 年銀行法では庶民信用銀行は、同一地区(kabupaten)内でのみ支店を開設できたが、98 年銀行法ではその規制は緩和され、本店が属する province 内（州内）にまで拡大されている（庶民銀規則 31 条 1 項）。

（５）商品の販売許可が承認制か届出制か

銀行は、商品・サービスおよび業務活動に関する報告書を中銀に提出する義務がある（98 年銀行法 30 条）。個々の商品について許可制をとってはないうのであるが、たとえば、銀行のデリバティブ取引³⁵や譲渡性預金証書³⁶については種々の規制がある。そのような関係で、商品開発・販売についても一定の規制がある。

（６）特定産業・地域への融資の政府からの割当て

既に述べたように（本章第 3 節 1（１）参照）、かつては、政府が優先分野に対する貸出量、利率などを定め、中銀の直接貸出・間接貸出制度により融資を行っていたが、80 年台に徐々に低減し、1990 年には中銀の間接貸出制度が停止された。

産業政策的な意味での資金割当としては、1990 年に銀行の全貸出の 20%を中小企業向け融資（SME Loan）とすることが義務づけられたが、この規制は 2001 年 1 月に廃止され、以後、中小企業向け融資も、各銀行の裁量により行われている。しかし、政府の経済政策として中小企業の新興があり、銀行の中小企業融資は中銀によっても奨励されている³⁷。銀行は、中銀に提出する年間事業計画で中小企業向け融資のプランを開示することとし、

³⁵ 銀行のデリバティブ取引は、取締役会および監査役会が定めたガイドラインにしたがうことを要し、株式関連のデリバティブ取引には中銀の許可を要する。さらに、銀行が属する企業グループ内の者が行うデリバティブ取引について、銀行がポジションを有することは禁じられている。また、デリバティブ取引のために顧客に与信を供与することも禁じられている（Bank Indonesia [2006a: 94]）。

³⁶ 譲渡性預金証書の発行については、ルピア建てかつ持参人払い式、額面 100 万ルピア以上、30 日以上 24 ヶ月以内の期間、利子所得税は銀行が源泉徴収することなどの要件がある（Bank Indonesia [2006a: 96]）。

³⁷ 98 年銀行法 12 条は、中小企業の発展を通して一般大衆の生活水準の向上を図るプログラムの実施を支援するため、政府と中銀は、商業銀行と協同して活動する旨を規定している。中銀の施策については、Bank Indonesia [2006a: 60-64]参照。

公表財務諸表において中小企業向け融資の額を公開することが義務づけられている。中小企業向け融資の一顧客当りの貸出限度額は、現在、3 億 5000 万ルピアから 5 億ルピアに引き上げられている（Bank Indonesia [2006a: 93]）。

4. 金融機関結合政策

（1）銀行合併・買収規則

銀行の合併に関しては、競争法に銀行ないし金融機関に言及した箇所はなく、一般的な競争法上の規制が法文上は適用され得るということは既に述べた（本章第 2 節 2（1））。

また、株式会社である銀行には、1995 年会社法³⁸の合併等に関する規定の適用および「株式会社の吸収合併、新設合併、買収に関する 1999 年政府規則第 27 号」³⁹の適用がある。

銀行の合併・買収には、中銀総裁の事前承認が必要とされ、合併・買収に関する規制は政府規則により定められることとなっている（1998 年銀行法 28 条）。この銀行法の規定に対応して、「銀行の吸収合併、新設合併および買収に関する 1999 年政府規則第 28 号」⁴⁰が制定されている。この政府規則の施行細則として（規則 39 条）、中央銀行理事会命令がある⁴¹。

政府による銀行合併買収規則の解説⁴²によれば、この 1999 年政府規則第 28 号を制定した趣旨は、次の通りである。すなわち、現代はグローバリゼーションと自由貿易の時代であるが、そこでは健全かつ効率的な銀行システムが不可欠であり、さまざまな手段を用いて銀行部門を強化する必要がある。そして合併にはシナジー効果が期待され、より強く効率的な銀行が創りだせること、豊富な資金を有する投資家の銀行部門への参入によって、健全かつ効率的な銀行システムをサポートすること等が述べられている。以下、この政府規則について、その特徴的な部分を説明する。

³⁸ Law No.1 of 1995 concerning Limited Liability Companies, State Gazette No.13 of 1995, Supplement to the State Gazette No.3608.

³⁹ Government Regulation No.27 of 1999 concerning Merger, Consolidation, and Take Over of Limited Liability Companies, State Gazette No.40 of 1999, Supplement to the State Gazette No.3741.

⁴⁰ Government Regulation No.28 of 1999 concerning Merger, Consolidation, and Acquisition of Banks, State Gazette No.61 of 1999, Supplement to the State Gazette No.3840.

⁴¹ Decree of the Board of Managing Directors of Bank Indonesia No. 32/51/KEP/DIR dated May 14, 1999 concerning Requirements and Procedures for Merger, Consolidation, and Acquisition of Commercial Banks.

⁴² Elucidation to Government Regulation No.28 of 1999 concerning Merger, Consolidation, and Acquisition of Banks, Supplement to the State Gazette No.3840.

（２）中銀の要請による合併・買収

銀行の合併・買収は、①当事者である銀行の主導により、②中銀の要請により、または、③銀行再建の暫定特別機関の主導により⁴³、なされる（規則３条）。銀行の監督当局である中銀に、合併・買収の勧告権限が定められているのが特徴である。これは銀行の合併・買収が健全かつ効率的な銀行システム構築の手段と位置づけられていることから、銀行システムの健全性に責任を有する中銀に要請権限を与えたものと思われる。この要請にしたがわない場合どうなるのかという問題については、中銀に対するヒアリングでは、一般論として合併・買収要請に強制力がないが、要請は実際には銀行法および中銀の各種規制の遵守に問題がある銀行に対してなされることから、事実上したがうのではないかということであった。もし要請したがわず、かつコンプライアンス上の問題が解消しない場合、中銀は、銀行法上の制裁権限を発動することが可能である。

なお、規則における「買収」とは、銀行支配権の移転を生ずる株式取得をいう（規則９条１項）。発行済議決権株式の２５％超の取得は、反証ない限り、支配権の移転とみなされること、また、２５％以下の取得でも、①取得者が支配権行使を宣言した場合、および②取得者が直接間接に支配権を行使していることが証明された場合には、支配権の移転があるとされる（規則９条２項３項）。

（３）承認の際の考慮要素

なお、当事者である銀行の主導による合併・買収には、事前に中銀の理事会の承認が必要である（規則４条１項、１９９８年銀行法２８条１項）。そして、政府規則解説によれば、中銀は承認の際には、当該合併・買収が、①当該銀行のパフォーマンスと銀行システムの強化になるか、②社会にとって有害な独占となるような１人または１つのグループへの経済力の集中に繋がることはないか、③銀行顧客の利益を害しないか、という３点につき検討を行うとされる。とくに②は競争法上の問題ではあるが、中銀が承認をなす際の考慮要素のひとつとしてあげられていることが注目される。

（４）公正競争への配慮

合併・買収には、①銀行、銀行債権者、少数株主および銀行従業員の利益および②公益と公正競争を考慮しなければならないとされる（規則５条）。「公正競争」への言及がなさ

⁴³ これは、１９９８年銀行法３７Ａ条に規定する機関をいい、具体的には、当時のインドネシア銀行再建庁（IBRA）を指すものであるが、IBRAは２００４年４月に既に解散しており、現在、これに該当する機関は存在しない。

れていることが注目される。中銀が合併要請をなす場合には、公正競争という要素も勘案のうえなすことになる。これは、後述の 20%シェア規制において、より直接的な規制としてあらわれている。

（５）20%シェア規制

中銀総裁から合併の承認を得る要件として、株主総会の特別決議、合併後銀行の自己資本比率遵守、合併後経営陣に Bad Banker List 掲載者がいないこと、中銀が定める出資に関する規則を遵守すること⁴⁴（規則 10 条）のほか、「合併後の銀行の資産が、インドネシアにおける全銀行の資産の 20%を超えないこと」（規則 8 条 b 号）という 20%シェア規制があるのが特徴的である。これは市場独占に配慮した競争法的な規制である。このシェア規制の遵守を監督するのは、KPPU（競争法委員会）ではなく中銀である。

全体としてみると競争上の配慮および銀行部門の競争政策については、法令の規定によれば、中銀が第一次的に判断権を有するものと推測される。

第 4 節 金融セクター競争促進に向けた規制緩和と施策—2004 年以降

1. 制度改革の背景と競争政策に対する影響力

（１）銀行部門再編強化構想—API

中銀は、2004 年 1 月 9 日に、銀行部門の改革・再編の青写真ともいうべき API（Aristektur Perbankan Indonesia; Indonesian Banking Architecture）というインドネシア銀行部門再編強化構想を発表した（Bank Indonesia [2006b]）。API の目的は、アジア金融危機を経験し、ある程度の銀行部門の再建がなされた段階で、さらなるインドネシア経済発展に向けて安定した金融システムを創り出すために、健全、強固かつ効率的な銀行部門を構築することである。

API の構想は、6 つの柱（6 pillars）からなる。①健全な銀行構造、②国際基準にもとづいた効率的な銀行規制システム、③効率的かつ独立した監督システム、④強固な銀行産業、⑤適切なインフラストラクチャー、⑥銀行顧客の保護、である。

⁴⁴ 1998 年銀行法上、中銀規則にしたがい、銀行は他の銀行に資本参加できる（同法 7 条 b 号・10 条 a 号）。

この API は概括的な将来構想の青写真の集成であり、そこには個別具体的な政策・施策は含まれておらず、個別具体的な政策・施策については、別途、その内容が明らかにされていくものである。

API の目的の中で、最も具体的かつ鮮明なものは、銀行数の削減である。アジア金融危機直前には 239 行の商業銀行が存在し、その整理統合の必要性は危機以前から指摘されていたところ、アジア金融危機により閉鎖・合併・統合を余儀なくされ、2007 年 3 月現在は 130 行に減少している。しかしながら、インドネシアの経済規模からすると、まだ銀行が多すぎると考えられており、API は、資本力のない脆弱な銀行群を整理し、自己資本の充実と統合・合併による銀行経営基盤の強化と健全な銀行システムの構築を目指している。

API 第一の柱「健全な銀行構造」に関連する中銀の問題意識は、次の通りである（Bank Indonesia [2006b: 8-9]）。

第一に、銀行貸出の伸び率の低さである⁴⁵。その原因は、銀行自己資本の不足、リスク管理能力等の低さから与信拡大に積極的でない銀行があること等が指摘される。

第二に、銀行システムにおける構造的欠陥（過度の市場集中傾向）である。少なくとも 75%の銀行部門の総資産が 11 行⁴⁶のみによって占められており、残りの約 120 行の銀行が 25%のシェアを占めている（表 7 参照）。さらに、大銀行と同じ業務を営む中小銀行は、経営能力、リスク管理能力、コーポレート・ガバナンスが低いため、収益・資産構造が改善せず、利益率や経営効率に問題を抱える銀行も多い。また、他のアジア諸国に比べても国有銀行への銀行部門の資産の集中度が高いことも構造上の問題である。現在、銀行部門総資産の約 45%が国有銀行 4 行⁴⁷により占められている。国有銀行は政府が株主であり、その意味で、経営効率の低さや、国有銀行相互間の競争や国有企業への融資等において潜在的な利益相反が問題となり得る。

⁴⁵ 2007 年 1 月現在、銀行の預金に対する貸出比率は約 60%であり、銀行は残りの資金を中銀預金証書（SBI）の購入に回している状況である。これは国内に資金需要がないことを意味しない。実際に資金需要の多い中小企業については、そのコーポレート・ガバナンスおよび財務諸表を含む企業内容開示制度が不十分であること、これに加えて、中小企業と信に対する銀行のリスク審査能力の限界から、銀行は与信リスクが高い中小企業融資には慎重であるという。それに、現在は貸出を増やすよりは、中銀預金証書（SBI）の利率が銀行預金金利より高いことから、預金された資金をそのまま中銀預金証書の購入に回し、ノー・リスクで利鞘を稼げる構造にあることが、預貸比率が 60%と低い理由である。

⁴⁶ インドネシアの上位 10 行は、Bank Mandiri、BNI、BCA、BRI、Danamon、BII、Permata、BTN、Citibank、Lippo であり、そのうち国有銀行は、Bank Mandiri（1 位）、BNI（2 位）、BRI（4 位）、BTN（8 位）である。

⁴⁷ 前掲注（41）の Mandiri、BNI、BRI、BTN である。Bank Ekspor Indonesia（BEI）も国有銀行であり、インドネシアには現在これら 5 行が国有銀行として存在する。各種統計上は、1999 年設立の BEI は、いわゆる EximBank であり、預金を受け入れないことから、これを国有銀行から除いて 4 行を国有銀行として示すことも多い。

第三に、銀行統合の遅れである。API の具体化として、中銀は、2010 年末までに銀行の最低自己資本（Tier 1）を、1000 億ルピア（約 14 億円）にすることを一つの目標に掲げるが、それはこの自己資本の達成が、市場規律だけに任せていたのでは、達成できないと判断されたからである。もし、これが早急に達成されないと望ましいレベルの銀行統合にも支障を来し、健全かつ強力で効率的な銀行システムの構築の障害になるとの認識が中銀にはある。

これらの問題意識を背景とし、後述する諸施策が API の具体化および実現のために講じられた。なお、以下では、商業銀行につき取り上げ、庶民信用銀行およびシャリーア原理にもとづく金融（イスラーム金融）を営む銀行についての規制については扱わない。

表7 インドネシア銀行上位 10 行

銀行名	所有分類	アジア金融危機後の再建措置	総資産額(兆ルピア)	割合
Bank Mandiri	国有銀行	国有 4 行統合、資本注入	250.4	23.6%
BNI (Bank Negara Indonesia)	国有銀行	資本注入	125.6	11.9%
BCA (Bank Central Asia)	民営（外資）	国有化、1 行統合、売却	117.3	11.1%
BRI (Bank Rakyat Indonesia)	国有銀行	資本注入	86.3	8.1%
Danamon	民営（外資）	国有化、8 行統合、売却	46.9	4.4%
BII (Bank International Indonesia)	民営（外資）	資本注入、売却	36.3	3.4%
Permata	民営（外資）	国有化・資本注入、5 行統合、売却	28.0	2.6%
BTN (Bank Tabungan Indonesia)	国有銀行	資本注入	27.1	2.6%
Citibank	外国銀行	—	24.6	2.3%
Lippo	民営（外資）	資本注入、売却	24.2	2.3%
10 大銀行合計（2002 年）			766.7	72.3%
全商業銀行合計（2002 年）			1059.8	100.0%

(出所) 佐藤 [2004: 157]をもとに Pustaka [2006]を参照して作成。

（２）競争政策に対する影響力

API の第一の柱である「健全な銀行構造」およびそれを具体化する後述の諸施策から伝わる中銀のメッセージは明快である。すなわち、多くの銀行の自己資本は脆弱であり、Basel II 導入のためにも、中銀が定めた最低自己資本（Tier 1）を達成できない銀行は、合併・統合せよというものである。銀行の経営基盤を強固にすべく半ば強制的に資本増強を迫るものといえよう。銀行は、増資または利益を資本に組入れすることで対応するほかないが、増資をするにしても、既存株主または新たな投資家を説得するだけの将来の経営の見通しがなくてはならない。

現在、インドネシア銀行部門というマーケットに参加する銀行は、必ずしも全員が健全なプレーヤーとは中銀に認識されておらず、プレーヤー全員が一応の「健全体」となっているはずの 2010 年（API の完成年度）になって初めて、本格的な銀行間競争、他の金融セクターも含めた金融セクター内部での競争が可能になる前提条件が揃うとの認識のように推察される。

銀行システム・決済システムの安定性を害さずに、自由に銀行間が競争できるような前提条件を、現在は中銀の強い指導により整えつつある状況というところであろう。アジア金融危機の反省に立ち、預金保険制度、銀行の救済・破綻処理を含む退出規制は整備されたが（本章第 4 節 3 参照）、銀行部門全般が脆弱な現在、この預金保険制度および退出規制にしたがった処理を行った場合、銀行システム全体に看過できない悪影響を及ぼしかねないこと、また、コスト的にも高くつくことなどから、合併・統合により脆弱な銀行を整理するというところであろう。

中銀がこのように期限を区切って達成目標を明示するのは、自己資本増強を市場規律のもとで各銀行の努力に任せていたのでは、時間がかかり過ぎるとの認識があるからである⁴⁸。

API 完成年度である 2010 年までは、銀行間の競争は存在するものの、各銀行の経営上の第一目標は、中銀の定めた目標達成のための競争一敗者は合併・統合される一を行うものである。2011 年以後は、どのような銀行間の競争政策が実施されるか明らかではないが、銀行部門全体が一応健全体といえるような状況になったと中銀が判断した場合、おそらくは現在より市場規律に任せる部分を多くした競争政策が採用されるものと思われる。

⁴⁸ 2004 年 1 月の API 公表後から 2005 年半ばまで、自己資本の増強は市場規律のもと各銀行に委ねる方針がとられたが、その結果は中銀の期待に応えるものではなかった。自己資本の増強が遅れることは、健全かつ強力で効率的な銀行システム構築という API の第 1 の柱の早期達成にとって障害となるというのが中銀の懸念である（Bank Indonesia [2006b:9]）。脆弱な銀行の淘汰を市場に任せた場合、倒産する銀行が生じ、銀行システムの安定性に問題を生じるという視点から、本文に述べる施策をとるものではないようである。

2. 制度改革の内容とその目的

(1) 銀行統合達成の手段としての最低自己資本 (Tier1) 制度の導入

API の中で競争政策に関係する第一の柱「健全な銀行構造」の構築のための施策として、2005 年の初めに「商業銀行の最低 Tier 1 資本に関する中央銀行規則」(7/15/PBI/2005)⁴⁹が制定された。同規則前文の趣旨説明によれば、自己資本の増強は、API の目標である銀行システムの強化のためであると同時に、銀行が業務上の各種リスクに耐え、2010 年の Basel II の全面的適用に備える⁵⁰ために必要であるという。同規則は、このような政策目標を達成するため、最低自己資本 (Tier 1) を充足できない脆弱な銀行を、事実上、合併・統合へと強いる銀行統合プログラムという側面を有する。中銀によれば、これが上手く行かない場合、より直接的なアプローチを採用する可能性もあるということである。

自己資本の増強の方法としては、①既存株主または新規投資家からの出資による増資、②他の銀行との合併（3 行以上の複数行の合併も含む）による最低自己資本要件の充足、③資本市場での新株発行、などが考えられる。

上記中銀規則によれば、新しい自己資本 (Tier 1) の最低要件は、2007 年末までに 800 億ルピア、2010 年末までに 1000 億ルピアとすることである（規則 2 条）。

この自己資本要件を満たせない銀行は、①外国為替銀行としての業務を営めない、②1 債務者ないし 1 債務者グループ当りの与信限度額が 5 億ルピア（約 700 万円）に制限される、③預金の受入れが自己資本 (Tier 1) の最大 10 倍までに制限される、④本店所在地の州（province）外の支店はすべて閉店される、という営業活動上の制限を受ける（規則 4 条）。そして、この営業活動の制限にしたがわない場合は、1998 年銀行法上の制裁対象となり、制限遵守まで 1 日当たり 500 万ルピアの罰金などが課され得ることを明記している（規則 5 条・6 条 2 項、98 年銀行法 52 条 2 項）。

ところで、上記の自己資本 (Tier 1) 要件を満たせない銀行に課される営業制限内容からすると、このような制限を課されては、なお一層、所定の自己資本 (Tier 1) 要件を満たすのが困難になると思われる。実は、中銀は、この 1000 億ルピアの最低自己資本要件を満たせない銀行は、中核銀行（anchor bank）と分類される銀行への合併・統合を行うことを通

⁴⁹ Bank Indonesia Regulation No. 7/15/PBI/2005 concerning Minimum Tier One Capital for Commercial Banks.

⁵⁰ 中銀は、Basel II の 2010 年の全面的適用を重要課題としているが、銀行業務の多様化・複雑化から相対的に増大したリスク環境の中、Basel II 導入後も自己資本比率 8 % 以上を維持できるかが懸念されていた。そこで Basel II 全面的適用の前に、比率計算において分子となる自己資本 (Tier1) 部分の増強が喫緊の課題となっていた。

じ、銀行の統合を達成する政策方針を打ち出している(Bank Indonesia [2006a:33-39])。

ここにいう中核銀行とは、中銀が銀行統合を進める上で用いる銀行分類概念のひとつである。まず、優良銀行 (well-performing bank, high-performing bank) という概念があり、中銀は 2010 年末までにすべての商業銀行がこの要件を満たすことを期待している。すなわち、優良銀行とは、次の要件を過去 3 年間満たした銀行である。すなわち、①自己資本 (Tier 1) が 1000 億ルピア以上、②中銀の CAMEL システムで「健全 (sound)」との格付けを受け (複合格付けでは最低「2」以上)、かつマネジメント要素につき「良好 (good)」との格付けを得ること、③自己資本比率 10%以上、④ガバナンスの格付けが「健全 (sound)」であることである。

そしてこの優良銀行が、次の要件を満たすと、中核銀行となる。すなわち、①自己資本比率 (CAR) 12%以上かつ自己資本 (Tier 1) の比率 6 %以上、②ROA が最低 1.5%以上、③年間貸出伸び率 22%以上または預金貸出比率 (LDR) が 50%以上で、かつ不良債権比率が 5 % (ネット) 以下、④上場会社または近い将来上場を予定していること、⑤他の銀行を合併・統合する経営資源と能力を有し、合併・統合後も優良銀行の要件を満たせる銀行である。

中銀は、この中核銀行を、上述の中銀規則にしたがった自己資本 (Tier 1) 増強を達成できない銀行の合併・統合の核として機能させることを予定している。

表 8 API の構想する銀行部門再編後の銀行の規模・資本・数

銀行の予定規模		総資産 (ルピア)	自己資本 (Tier 1)	商業銀行数*	10-15 年後の銀行数予想
商業銀行	国際銀行	1000 兆ルピア	50 兆ルピア超	0 行	2～3 行
	全国銀行	200 兆ルピア	10 兆～50 兆ルピア	3 行	3～5 行
	専門銀行 - 地域 - コーポレート - リテール - その他	-	1000 億～10 兆ルピア	86 行	30～50 行
	庶民信用銀行 (BPR)	-	1000 億ルピア未満	42 行	

(注) * 2006 年 6 月現在

(出所) 濱田 [2007: 41]および Bank Indonesia [2006b: 27]から作成。

上記の方針により、今後 2020 年までに、銀行部門の構造は次のように改善されると中銀は予測している。銀行数は、現在の 130 行から 80 行程度⁵¹になる（表 8 参照）。

① 2、3 の銀行が 50 兆ルピア（約 7100 億円）を超える自己資本（Tier 1）を有する国際的銀行（international bank）として活動する、② 3 から 5 の銀行が、10 兆～50 兆ルピア（約 1400 億～7100 億円）の自己資本（Tier 1）を有する全国銀行（national bank）としてインドネシア全域に渡り幅広い銀行業務を展開する。③ 30 から 50 の銀行が、1000 億ルピア～10 兆ルピア（約 14 億～1400 億円）の自己資本（Tier 1）を有し、コーポレート専門、リテール専門、特定地域専門といった特定の分野に特化した専門銀行（focused bank）となる。④ 庶民信用銀行と業務範囲を限定された商業銀行（規則 4 条参照）は、1000 億ルピア未満の自己資本（Tier 1）を有する。

ところで、1998 年銀行法および 2000 年の商銀規則によれば、既に述べたように、商業銀行の法律上の新規設立最低資本金は 3 兆ルピア⁵²である（規則 4 条）。しかし、ほとんどの銀行が、98 年銀行法以前の最低資本金が 100 億ルピア（1988 年～1992 年）、500 億ルピア（1992 年～1998 年）の時代の設立であるため、上記のような施策により自己資本（Tier 1）の増強を図っている次第である。中銀は、現在は多すぎる銀行を統合しようという方針であり、少なくとも商業銀行に関しては、特別な事情がない限り、銀行の新規設立の免許には消極的なようである⁵³。

銀行の資本増強の状況については、2006 年 6 月の時点で（全 131 銀行）、自己資本（Tier 1）が 1000 億ルピア未満の銀行は 42 行（2005 年 6 月時点では 68 行）、800 億ルピア未満は 32 行（2005 年 6 月時点では 59 行）であり、2005 年から 1 年間で多くの銀行が資本増強を行ったといわれる。中銀の意図は、この基準を満たせない中小銀行が統合することにあるが、中小銀行側は他の銀行との統合よりも自己資金による資本増強のほうを選好するものとみられる（濱田 [2007: 40]）。

（2）PAKTO2006

中銀は、上述の 2005 年の自己資本（Tier 1）増強に関する規則に引き続き、2006 年 1 月には、収益資産や企業統治に関する規定など銀行部門の基盤強化と資金提供の役割を促進

⁵¹ 中銀によれば、この「80 行」という数字は、この数まで減らすという目標値というよりは、自己資本（Tier 1）増強プログラムを中心とした諸条件を満たせなくなり、合併・統合される銀行を予想すると、最終的には 80 行程度になるだろうという中銀の「見積もり」であると言っている。

⁵² 中銀の API 実施の計画によれば、2011 年 1 月までは、現在の商業銀行の新規設立の最低資本金要件である 3 兆ルピアという金額は、そのまま維持される予定である。

⁵³ 2007 年 2 月 28 日の中央銀行でのヒアリングによる。

することを目的とした政策パッケージ Pakjan 2006 (Paket Kebijakan Perbankan Januari) を発表した。そして 2006 年 10 月 5 日には、API 実施のための具体的政策として、銀行の統合・合併を通じて銀行部門の機能向上を図る政策パッケージ PAKTO2006 (Paket Kebijakan Perbankan Oktober 2006) を発表している。PAKTO2006 は、14 の中央銀行規則からなるが、その主眼は、単一持株政策 (SPP : Single Presence Policy, Kebijakan Kepemilikan Tunggal pada Perbankan Indonesia) および銀行統合・合併に対するインセンティブの導入である (濱田 [2007: 40-41])。

(a) 単一持株政策 (SPP)

単一持株政策 (SPP) は、2006 年の「インドネシアの銀行における単一存在政策に関する中央銀行規則」(No.8/16/PBI/2006) ⁵⁴にその内容が定められている。中銀による規則解説によれば⁵⁵、銀行統合はインドネシアの銀行の健全性と強固な構造を達成する前提条件のひとつであり、この単一持株政策の適用により、銀行の所有構造の調整を通じて銀行統合を進めるという。注目すべきは、銀行統合は、銀行監督の効率性を改善するという目的が言及されていることである。同一所有者が複数の銀行を支配しているのであれば、ひとつの銀行にまとめた方が銀行数も減り、中銀としては監督しやすいということであろう。なお、外国銀行の支店および外資との合併銀行は、この規則の適用除外とされる (規則 1 条 1 号・2 条 2 項 b 号)。理由は、インドネシアは WTO のウルグアイ・ラウンドを批准しており、外国当事者が関係する場合には、他国との間での互惠的關係に配慮する責務を負うからである。

単一持株政策とは、1 つの個人・法人・グループは、1 つの銀行の支配株主とのみなることができるというものであり (規則 1 条 2 号・2 条 1 項)、支配株主とは、発行済株式の議決権の 25% 以上を保有する者または 25% 未満であっても直接もしくは間接に銀行を支配している者をいうとされる (規則 1 条 3 号)。既に述べたように、外国銀行の支店はこの規則にいう「銀行」の定義から除外されており (規則 1 条 1 号)、単一持株政策の適用はない。

単一持株政策の適用除外として、上述の外国銀行の支店の除外のほか、①支配株主が 2 つの銀行を所有し、一方が外資系合併銀行である場合、②支配銀行が 2 つの銀行を所有し、それぞれが異なる原理もとで業務を営んでいる場合、すなわち通常の銀行業務とシャリー

⁵⁴ Bank Indonesia Regulation No.8/16/PBI/2006 concerning Single Presence Policy in Indonesian Banks.

⁵⁵ Elucidation to Bank Indonesia Regulation No.8/16/PBI/2006 concerning Single Presence Policy in Indonesian Banks.

ア原理にもとづく業務をそれぞれ営む場合である（規則 2 条 2 項）。

注意すべきは、上記の適用除外は、外資の支配株主が合併銀行を 2 つ支配している場合には、適用がないということである。単一持株政策は、アジア金融危機後の銀行再編の過程で、外資がインドネシア銀行部門に大きなプレゼンスを有するに至ったが、これ以上の外資による銀行買収を止める方向性を有するものとも見られている（濱田 [2007: 42]）。

単一持株政策を実現するために、この規則の施行のときに、既に 2 つ以上の銀行の支配株主である者は、① 1 つの銀行を除いて、他の銀行の持株の全部または一部を譲渡して支配株主としての地位を解消する、② 支配株主である 2 つ以上の銀行を合併・統合する、③ 銀行持株会社（Bank Holding Company: BHC）を設立する、という 3 つの選択肢がある（規則 3 条 1 項）。なお、この規則の施行のときに、既に 2 つ以上の銀行の支配株主であった者が、規則の施行後に、株式購入によって新たに別の銀行の支配株主となった場合は、その新銀行を既に保有している銀行に合併・統合する義務を有する。

上記①②③のいずれかによる複数の銀行の所有構造調整は、原則として 2010 年末までに完了する義務があるが（規則 7 条）、その手続として、まず、2007 年末までに支配株主は所有構造調整計画を中銀に提出することを要し、2008 年 1 月 1 日から四半期毎に中銀に計画の進捗状況を報告しなくてはならない（規則 8 条）。

もし、2010 年末までに所有構造調整を完了できない場合、支配権の行使を禁じられると共に、支配する銀行それぞれにつき議決権の 10% 超を保有することも禁じられる（規則 9 条 1 項）。その場合、銀行は、支配株主が所有する 10% を超える分の株式について、それらが第三者に譲渡されるまで無議決権株式として管理することを要する（規則 9 条 3 項。違反した場合は 5 億ルピアの行政罰、規則 12 条）。この場合、支配株主が 10% 超の株式を第三者に譲渡する期限は 2011 年末までであり（規則 10 条）、これに違反した場合、20 年間インドネシア国内の銀行において支配株主となることを禁じられる（規則 13 条）。

（b）銀行持株会社

ところで、この規則において、初めて、銀行持株会社について規定がなされていることが注目される。銀行持株会社とは、子会社である銀行全部の活動を直接統合し支配するために、支配株主により設立・保有される法人である（規則 1 条 4 号）。銀行持株会社は、株式会社形態であり、かつ、銀行株主となること以外の業務の遂行を禁じられる（規則 5 条）。銀行持株会社は、新たに法人を設立するか、支配株主の支配する銀行のひとつを銀行持株会社とすることにより形成される（規則 3 条 1 項 c 号）。その設立は中銀の審査に服する（規則 4 条）。銀行持株会社は、子会社である銀行に対し戦略的な指令をなし、かつ連結財務諸

表を作成することが要求される（規則6条1項）。銀行持株会社は銀行株式所有がその事業であり、1998年銀行法上の「銀行」の定義⁵⁶に該当しないが、中銀は、銀行規制と監督の責務と不可分の部分として、銀行持株会社を規制し監督するものとし、銀行持株会社に報告を求め、その検査を行うことができるとされる（規則6条2項3項）。

（3）合併・統合へのインセンティブの付与

中銀は、銀行の合併・統合を促進するために、2006年10月5日に、「銀行統合のフレームワークにおけるインセンティブに関する中央銀行規則」（No.8/17/PBI/2006）⁵⁷を制定した。その内容は、統合（新設合併を意味する）や合併（吸収合併を意味する）を行う銀行には、次のような優遇措置を与えるというものである（規則2条1項）。

①統合・合併後の自己資本（Tier 1）が1000億ルピア以上となる場合、外国為替銀行となる許可を取得しやすくする（規則2条2項a号・3条）。②支払準備金の準備率を合併・統合後1年間1%緩和する（規則2条2項b号・4条）。③統合・合併による法的貸出限度規制枠を超えた貸出分の処理にかかる期限を合併・統合後24ヶ月まで猶予を与える（規則2条2項c号・5条）。④支店の新設許可を取得しやすくし、支店を開設する銀行の中銀格付けは最新のもののみを考慮する（規則2条2項d号・6条）。⑤デュー・ディリジェンスに関する費用の最大50%かつ最高10億ルピアまで補償する（規則2条2項e号・7条）。

これらの優遇措置は合併を促進するものと期待されるが、実際には支店をもたない小規模な銀行が多いために、外国為替銀行となることのメリットは少なく、税金面での合併に対する優遇措置が政府から明らかにされていないことから、2006年12月時点では、合併・統合を望む中小銀行は5行程度しかないといわれる（濱田 [2007: 41]）。

（4）銀行の合併・買収の動向

（a）国有銀行への単一持株政策の適用

現在、国有銀行には、Mandiri（Bank Mandiri）、BNI（Bank Negara Indonesia）、BTN（Bank Tabungan Negara）、BRI（Bank Rakyat Indonesia）、BEI（Bank Ekspor Indonesia）の5行があり、この国有銀行5行で銀行部門の総資産の約4割を占める。

国有銀行の支配株主は、当然ながらいずれもインドネシア政府であり、法文上は、単一

⁵⁶ 銀行とは、預金の受入れと信用の供与を行う法人である（98年銀行法1条2号）。

⁵⁷ Bank Indonesia Regulation No.8/17/PBI/2006 concerning Incentives in the Framework of Bank Consolidation.

持株政策が適用される。①国有銀行は単一持株政策の適用除外とされることもありえるが、②BEI は EximBank 専業なので、輸出入決済機関とし、残り 4 行を傘下に置く銀行持株会社を設立するか、③資産規模第一位の Mandiri が第二位の BNI を吸収合併した上で銀行持株会社となるか、④Mandiri と BNI の政府保有株式を放出して民営化し、BRI と BTN を統合して開発公社化するか、などが考えられる（濱田 [2007: 42]）。

BNI の幹部によれば、いま政府保有株式を放出するとなると、インドネシア国内資本でこれを買収できる投資家・企業は考えにくく、おそらく外資が購入するであろうが、政府はこれ以上外資系銀行が増えるのは好まないであろうという⁵⁸。そうすると、合併・統合か銀行持株会社の設立か、またはそれらの組み合わせかということになるが、次のような問題を生ずる。

上述の③のように Mandiri と BNI とが合併すると、銀行部門総資産の約 26%を占める国有銀行となるといわれる（濱田 [2007:42]）。既に述べたように、銀行合併・買収に関する政府規則 8 条 b 号の 20%シェア規制に違反する合併となり、合併承認要件を満たさないことになる（本章第 3 節 4（5）参照）。したがって、合法的な選択肢としては、①の国有銀行を単一持株政策の適用除外とする以外では、事実上、②の「BEI は EximBank 専業なので、輸出入決済機関とし、残り 4 行を傘下に置く銀行持株会社を設立する」しかないと思われる。その場合、傘下の銀行が銀行部門総資産の 20%を超えるシェアを有することになるが、先の 20%シェア規制との関係はどうなるのであろうか。結論から述べると、単一持株政策に関する中央銀行規則が、銀行持株会社の設立には銀行合併・買収に関する政府規則の条項の適用はないと規定しており（同規則 4 条 3 項）⁵⁹、したがって、20%シェア規制の適用もないので問題はない。

しかし、競争法上も問題がないかは別個の問題であり、既に述べたように、銀行部門にも競争法の一般的適用可能性は否定されない以上、銀行持株会社の設立にも KPPU の審査権が一般的な意味では及ぶはずである。ただし、単一持株政策については、既に述べたように KPPU と中銀は既に非公式の協議も行っており、実際には、中銀が KPPU と協議を経た上で、単一持株政策適用のイニシアティブをとるものと思われる。

⁵⁸ 2007 年 2 月 28 日の BNI の取締役へのヒアリングによる。

⁵⁹ この規定は創設規定ではなく、確認規定であると思われる。まず、銀行持株会社は、銀行株式保有のみがその事業であり、預金受け入れや与信など銀行業務を行うものではないので、1998 年銀行法の「銀行」の定義に当てはまらない（1998 年銀行法 1 条 2 号）。それゆえにこそ、単一持株政策に関する中央銀行規則においても、特に中銀が「銀行規制・監督の不可分の部分である」銀行持株会社に対して規制および監督権を有すると、わざわざ規定したものと思われる（同規則 6 条 2 項）。したがって、銀行合併・買収に関する政府規則に関しても、銀行法上の「銀行」ではないので、本来、その適用はないことになろう。

（b）外資系民間銀行と単一持株政策

アジア金融危機後の国有化銀行の株式売却や2年度ほど前から増え始めた外国投資ファンド等による買収により、上位民間銀行のすべてに外資が入っている状況において、単一持株政策は、このような外資による銀行買収の流れを止める方向性をもつものと見られているという（濱田 [2007: 42]）。一国の銀行制度で有力銀行の多くが外資の支配下にあるということは、政府および規制当局からすると、好ましい事態とは受け止められていないようである。

単一持株政策に対処する動きは始まっており、2行以上の支配株主である外資・外国銀行は、株式売却や銀行統合を検討しているという。支配株主は2007年末までに、中銀に単一持株政策に沿う所有構造調整計画書を提出する義務があるので、たとえば、Haga と Hagakita の2つの銀行を支配するオランダの Rabobank など、これら2行を合併・統合するのかそれとも1行を売却するのかを、今年度中に決定しなくてはならない。

（c）外国銀行による民間銀行の買収の増加

商業銀行の98年銀行法上の最低資本金は3兆ルピア（約430億円）であり、しかも中銀は、自己資本（Tier1）増強を梃子にして、銀行数を減らす方針であるから、商業銀行の新規設立は、現在はハードルが高い状況にある。独自に新規の銀行免許を取得するよりは、既存の中小銀行を買収したほうがコスト的に安くつくことから、最近ではインドネシアの銀行市場に参入を目論む外国銀行による中小銀行の買収が増えているという（濱田 [2007: 42-43]）（表9参照）。

これはインドネシア銀行市場に投資としての魅力があることが大前提であるが、さらに98年銀行法の下では、外資による銀行株式の取得を99%まで認めた規制緩和が、外資による買収を容易にしたといえよう。

表9 最近のインドネシア国内銀行の外国銀行による買収および買収検討事例

買収企業名	買収企業国籍	被買収銀行（インドネシア）	インドネシア銀行部門 資産順位
三菱東京 UFJ 銀行 アコム	日本	Nusantara Parahyangan（中規模外為 銀行）	57 位
Rabobank	オランダ	Haga（外為銀行） Hagakita（外為銀行）	51 位 89 位
State Bank of India	インド	IndoMonex	113 位
Bank of India	インド	Swadesi	91 位
Industrial and Commercial Bank of China	中国	Halim Indonesia（外為銀行）の買収 を検討中	103 位
Boubyan Bank	クウェート	Bank Muamalat の 20%を取得	シャリーア 金融
Qatar Islamic Bank	カタール	Bank Mandiri Syariah の買収をイン ドネシア国有企業担当国務大臣府 が提案	
Macquarie Bank	豪州	買収を検討中	
Westpac	豪州	買収を検討中	

（出所）濱田 [2007: 42-43]から作成。

3. 退出規制および銀行倒産処理策の時系列化・明確化

（1）アジア金融危機にからの示唆

アジア金融危機当時の 1992 年銀行法の下での法制は、預金保険制度を有さず、免許取消後の銀行の清算や銀行の破綻処理についても具体的な定めを欠いていた。清算については 1996 年に政府規則が設けられたが⁶⁰、銀行の救済・破綻処理については、実効的な制度がなかった。しかし、これが非常に高くつく結果となることが、アジア金融危機の経験から明らかとなり、1998 年銀行法は、預金保険制度の創設、事業の存続を危うくするような困難に陥った銀行⁶¹への措置、免許取消などにつき規定を設けた（同法 37 条・37B 条）。

⁶⁰ Government Regulation No. 68 of 1996 concerning the Provisions and Procedures for the Revocation of Business License, Dissolution and Liquidation of Banks, State Gazette 1996 No.103, Supplement State Gazette No.3659. 清算規定を設けた理由は、政府規則解説によれば、銀行の場合は、預金者保護のために預金債権者を優先債権者として扱う必要があること、それゆえ破産法は適用されないことなどである（Tabalujan [1999: 177]）。

⁶¹ 98 年銀行法制定当時、法文上からはこれが具体的にどのような状態の銀行を意味するのか明確ではなかった。2004 年の中銀規則制定後は、中銀の特別監視の対象となる銀行がこれにあたるものである（後述（4）参照）。

なお、銀行再建のために特別機関の設置について規定があるが（同法 37A 条）、これはアジア金融危機に対応するための特別機関の規定であり⁶²、平時の銀行破綻時の処理システムではない。98 年銀行法制定後、中央銀行規則等の制定を通して、次第に、救済・倒産処理を含む銀行の退出規制が整備されてきた。

銀行間の競争を許す環境において、財務上の困難に陥った銀行に適用されるべき、救済・破綻処理策を含め市場から退出するルールを整備しておくことは、金融セクターの自由競争を健全に機能させる上で必要な前提条件のひとつと考えられる。

（２）1998 年銀行法の規定

まず、1998 年銀行法の内容を確認しておく。98 年銀行法は、事業の存続を危うくするような困難に陥った銀行に対し中銀が主導する措置として、①株主による資本増強、②株主による監査役会・取締役会の入替え、③不良債権の償却、④合併・統合、⑤第三者への銀行の売却、⑥第三者への経営の全部または一部の移転、⑦他の銀行または第三者への資産・負債の全部または一部の譲渡などを規定し（37 条 1 項）、これらの措置を講じても銀行が困難な状況を脱することができない場合、または、中銀の判断によれば当該銀行の状態が銀行システムに危機をもたらす場合には、銀行免許を取り消すことができる（37 条 2 項）。

しかしながら、免許取消後の清算や破綻した場合の処理についての具体的な規定を 98 年銀行法は欠いていた。そこで、API が発表された 2004 年頃から、次のように中央銀行規則などにより制度の整備がなされている。

（３）不健全銀行の早期是正監視から破綻銀行の処理までの概要

銀行の救済・破綻処理を含む退出規制の概要は、次の通りである。まず、銀行が陥った困難な状況の程度の軽重に応じて、①集中監督と②特別監視の区別がある。特別監視は、破綻一步手前の状態であり、銀行の状態の改善がなされない場合には、免許の取消または預金保険公社による救済が行われる。預金保険公社が救済を行わないと決定した場合、または救済を中止した場合には、中銀により免許が取消される。

特徴的なことは、特別監視および救済・破綻処理において、「銀行システムに影響を及ぼす銀行」と「銀行システムに影響を及ぼさない銀行」の 2 つに処理系統を分けていることである。「銀行システムに影響を及ぼす銀行」の処理については、大蔵大臣、中銀総裁、預金保険公社が委員である協調委員会が、その取扱い方針や処置について決定権を有する。

⁶² この規定により、インドネシア銀行再建庁（IBRA）が設置された。

なお、2006 年には、銀行システムに影響を及ぼす銀行に限って、その流動性不足による困難を救うために、中銀による緊急融資制度が設けられた。

破綻銀行の救済処理を行うのは、預金保険公社である。預金保険公社は、「銀行システムに影響を及ぼさない銀行」については、単独で救済の可否を決定する権限を有する。「銀行システムに影響を及ぼす銀行」の場合は、協調委員会が救済の可否を決定する権限を有する。預金保険公社による救済を協調委員会が決定した場合、預金保険公社はその決定にしたがって救済処理を行う。

破綻銀行の清算については、中銀による銀行免許の取消し後に、預金保険公社が行う。なお、破綻銀行ではなく、株主の要請によって、中銀が銀行免許を取消した場合には、清算を行うのは預金保険公社ではなく株主である⁶³。

（４）集中監督と特別監視体制

2004 年 4 月にインドネシア銀行再建庁（IBRA）が解散し、アジア金融危機後の銀行再建プログラムは終了した。しかし、問題を抱える銀行はまだ存在しており、その存在は銀行システムを危殆に陥れる可能性を有する。

そこで、健全な銀行システムを維持するためには、問題がある銀行について、その破綻がシステミック・リスクを発生させないように、早期に集中的な監督や特別な監視などを行う必要がある。そして、改善の見込みがある銀行への改善措置と改善が見込めない銀行の処理システムの両方が必要である。

また、問題ある銀行の困難な状況とは何を指すのか、その要件・基準を明らかにするとともに、中銀、政府その他関係機関が、金融システムの健全性と安定性維持のために講ずることができる措置についても明らかにすることが必要であるといえる。

（a）2004 年中央銀行規則第 9 号の制定

上述の問題に対応すべく、2004 年 3 月 26 日に、「監督のための後続措置と銀行状態の指

⁶³ 銀行の清算については、1996 年の政府規則第 63 号を引き継いだ中央銀行理事会命令が制定されている（SK DIR No. 32/53/KEP/DIR about Procedures Revocation of Operating License, Dissolution and Liquidation of Commercial Banks. これは商業銀行に関する清算規則であるが、庶民信用銀行には別に清算規則が定められている）。銀行の清算は、銀行の免許取消後、5 年以内に清算チームによりなされることを要し、5 年を超える場合は 5 年経過した日から 180 日以内に銀行資産を競売に付することを要する。外国銀行の支店が、外国にある本店からの要請により、また支店経営の困難から免許を取り消されるときは、清算期間は 2 年以内である。外国銀行の支店が、本店の銀行免許が取り消されたがゆえに支店の免許を取り消された場合は、5 年以内に清算をなすことを要するとされる。

定に関する中央銀行規則」(No.6/9/PBI/2004)⁶⁴が制定された。その概要は以下の通り。

まず、困難に陥った銀行は、その困難の程度が軽い場合は中銀の集中監督 (Intensive Supervision) の対象となり、程度が重い場合は、中銀の特別監視 (Special Surveillance) の対象となる。

中銀の集中監督の対象となる銀行は、次の事項のうち 1 つ以上に該当する銀行である。すなわち、①中銀の格付けが「悪い (poor)」または「不健全 (unsound)」であること、②リスク評価により、当該銀行が現実ないし潜在的問題を抱えているとされる場合、③解消する見込みのない法的貸出限度規制違反、④解消する見込みのない NOP (Net Open Position) 規制⁶⁵違反、⑤支払準備金は法定準備率にしたがった金額以上であるものの、銀行が基本的な流動性の問題⁶⁶を抱えている場合、⑥利益率に関して銀行が基本的な問題⁶⁷を抱えている場合、⑦不良債権の比率が総与信額の 5 % 超 (ネット) である場合、などである (規則 2 条 2 項)。

集中監督の対象となった銀行は、中銀の命令にしたがい各種の改善を行うことになる。集中監督の実施のために、中銀は、対象銀行に特定の問題に関する報告書の提出を求めること、銀行の事業計画のアップ・デートおよび中銀による評価の頻度を増すこと、発生している問題に対するアクション・プランの策定を要求すること、必要に応じ立入検査を行うことなどができる (規則 2 条 3 項)。

次に、中銀の特別監視の対象となる銀行は、その事業の継続を危うくする困難に陥っている銀行である。次の事項のうち 1 つ以上に該当する銀行はそう看做される。すなわち、①自己資本比率が 8 % 未満である場合、②当該銀行の支払準備率が法定準備率を下回り、かつ、近い将来さらに状態が悪化する徴候を示しているかまたは中銀により基本的な流動

⁶⁴ Bank Indonesia Regulation No.6/9/PBI/2004 concerning the Subsequent Action for Supervision and Designation of Bank Status. この中銀規則の制定に伴い、2004 年 4 月に解散したインドネシア銀行再建庁 (IBRA) による処理を前提とした中銀規則 (Bank Indonesia Regulation No. 3/25/PBI/2001 concerning the Designation of Bank Status and Placement of Banks In Receivership of The Indonesian Bank Restructuring Agency) は廃止された (規則 18 条)。

⁶⁵ オン・バランスおよびオフ・バランスの両方を含む外貨建債権・債務の差額が自己資本の 20% 以下であり、かつ、オン・バランスの外貨建債権・債務の差額が自己資本の 20% 以下であることという条件を、営業時間中および毎営業時間終了時に遵守することを要するという規制である。

⁶⁶ 同規則の解説 (Elucidation to Bank Indonesia Regulation No.6/9/PBI/2004) によれば、具体例として、他の銀行からのコミットメント・ラインの減少、マネー市場における地位がネット計算で貸し手から借り手に変化したこと、マネー市場での借入金利が通常の市場金利より高いこと、担保に依存した資金調達を行っていること、資金調達のインター・バンク市場への依存度の増大、過度の貸出増大方針などがあげられている。

⁶⁷ 同規則の解説によれば、銀行の経営状態が損益分岐点に位置するに至ったこと、収益のほとんどが営業外収益にもとづくものであることなどから判断される。

性の問題⁶⁸を抱えていると判断される場合である（規則 5 条 2 項）。

中銀は、特別監視の対象となった銀行およびその株主に、資本増強、経営陣の交代、事業譲渡や合併など 98 年銀行法 37 条 1 項に規定された措置（本節 3.（2）参照）および一定の業務活動の中止を命ずることができる（規則 5 条 3 項）。特別監視の内容は、①自己資本比率が 6 % 以上 8 % 未満の場合と② 6 % 未満の場合とに分けて定められている。①の銀行は、自己資本比率を 8 % 以上とする資本回復計画の策定と実行を中銀監視のもとで行う（規則 5 条 3 項 a 号・6 条）。②の銀行は、それに加えて、中銀が定めた強制的監督措置（mandatory supervisory action）の内容の実行を義務づけられる（規則 5 条 3 項 a 号 b 号・7 条）。強制的監督措置には、配当禁止、関係当事者取引の禁止、資産増加や業務拡大の制限、経営陣への報酬等の支払の制限、劣後債への支払の禁止、株主交代の制限・禁止、資産売却の制限、各種の報告義務などがあるが、中銀は規則に定められた事項以外のことも命ずることができる（規則 7 条 1 項）。中銀は、②の銀行に対し行った措置について、インドネシア政府に通知をなす（規則 7 条 4 項）。

特別監視銀行またはその株主は、自己資本比率の 8 % 以上への回復と法定準備率にしたがった支払準備金の保有のため、中銀の命ずる措置を、6 ヶ月以内（上場銀行の場合）または 3 ヶ月以内（非上場銀行）に実行しなければならない（規則 8 条）。

（b）中央銀行緊急融資制度

中銀の緊急融資（Emergency Finance Facility）を受けた銀行も、上述の特別監視の対象となる（後述の緊急融資規則 30 条 1 項）。この中銀の緊急融資とは、中銀が定めた支払能力基準を満たすが、もし破綻した場合は銀行システムに影響を及ぼす銀行に対して、流動性不足による困難を解消するために緊急に供与される融資である。詳細は、2006 年 1 月 3 日制定の「緊急融資制度に関する中央銀行規則」（No.8/1/PBI/2006）⁶⁹が定める。この緊急融資は、大蔵大臣と中銀との共同決定にもとづいて⁷⁰、国家予算から原資を中銀に提供し、中銀が融資を実行する⁷¹（規則 5 条）。緊急融資供与の要件は、①流動性不足による困難

⁶⁸ 前掲注（67）参照。

⁶⁹ Bank Indonesia Regulation No.8/1/PBI/2006 concerning The Emergency Financing Facility.

⁷⁰ 緊急融資供与の説明責任と透明性を確保するために、2004 年 3 月 17 日に大蔵省と中銀総裁との間で緊急融資の供与とその手続について合意書が交わされた（The Memorandum of Understanding between Ministry of Finance and Governor of Bank Indonesia on 17 March 2004 concerning the Provision and Code of Conducts for Decision-Making concerning the Financial Difficulties of Banks that create a Systemic Effect, the Facility for Emergency Financing, the Source of Fund from the National Budget）。

⁷¹ 国家予算からの原資の提供が困難な場合、大蔵省が国債を発行して資金を調達する（規則 5 条 2 項）。国家予算から、または国債により調達した原資は、大蔵省が緊急融資のために中

(Liquidity Difficulty)⁷²に陥っていること、②銀行システムに影響を及ぼす(Systemic Impact)⁷³銀行であること、③自己資本比率が最低5%以上であること、④担保が提供⁷⁴されること等である(規則3条2項)。

(5) 特別監視銀行の破綻による銀行システムへの影響の有無

(a) 協調委員会による銀行システムへの影響の有無の判断

まず特別監視の対象となった銀行について、中銀は預金保険公社に通知をなす。当該銀行が銀行システムに影響を及ぼしそうな銀行である場合、さらに、協調委員会(Coordinating Committee)⁷⁵に当該銀行が銀行システムに影響を及ぼす銀行か否かを決定することを要請する。中銀が、当該銀行は銀行システムに影響を及ぼさない銀行であると判断する場合は、協調委員会への通知・要請はなされず、協調委員会による決定もなされない。

協調委員会により当該銀行が銀行システムに影響を及ぼす銀行(Bank with Systemic Effect)⁷⁶であると決定され、かつ、当該銀行が、①中銀の改善命令⁷⁷を実行する期限⁷⁸は到来していないが、銀行の状態が急速に悪化している場合、または、②中銀の改善命令を実

銀に開設した特別当座預金口座に入金され、大蔵省が中銀に当該口座からの引出権限の委任状を発行し(規則6条)、中銀は委任された引出権限により資金を引き出して融資を実行する。

⁷² 流動性不足による困難(Liquidity Difficulty)とは、(中銀に開設した)当座預金口座がマイナス残高となりそうなキャッシュ・フローのミス・マッチの結果として、当該銀行が陥っている短期資金調達の困難を意味する(規則1条3号)。

⁷³ 銀行システムに影響を及ぼすこと(Systemic Impact)とは、ひとつの問題銀行(Problem Bank)からの悪影響が、他の銀行の流動性不足による困難という帰結につながる可能性を有し、ひいては、銀行システムに対する信頼を損ない、かつ金融システムの安定性にマイナスの影響をもたらす可能性があることを意味する(規則1条5号)。なお、問題銀行(Problem Bank)とは、その存続を危うくするような流動性不足ないし支払能力の問題(具体的には、自己資本比率8%未満とされる)により、財務上の困難に陥っている銀行を意味する(規則1条2号)。

⁷⁴ 担保物の差し入れに加え、支配株主の個人保証または支配株主が所有する企業による保証が必要とされる(規則12条2項)。

⁷⁵ 銀行システムに影響を及ぼす問題銀行の監督について意思決定を行う委員会で、大蔵大臣、中銀総裁、預金保険公社から構成される。

⁷⁶ 2004年中央銀行規則第9号解説(Elucidation to Bank Indonesia Regulation No.6/9/PBI/2004)によれば、Systemic Effectとは、当該銀行により引き起こされる他の銀行の破綻の規模と範囲が、銀行システムに対する信頼を損ない、金融システムを危うくする危機を引き起こすような程度のものであるとされる。

⁷⁷ 自己資本比率8%以上かつ法定の支払準備金の要件を満たすよう当該銀行に出す改善命令を意味する。以下同じ。

⁷⁸ 上場している銀行は6ヶ月以内、非上場銀行と外国銀行の支店は3ヶ月以内、かつ、1回に限り最長3ヶ月まで延長可能とされる。以下同じ。

行する期限が到来し、自己資本比率が8%未満で銀行の状態が改善していない場合、または、③中銀の改善命令を実行する期限は到来していないが、中銀緊急融資の返済期限が到来しかつ返済不能の場合の、これら3つのうちいずれかに該当する場合には、当該銀行またはその株主は、協調委員会が定めた措置を指定期限内に実行しなくてはならない。期限経過後も当該銀行の状態に改善が認められない場合、中銀は、協調委員会に当該銀行の取扱い上必要な措置を決めるよう要請する（2004年中銀規則第9号10条～12条、Bank Indonesia [2006a:87-88]）。具体的には、協調委員会は、預金保険公社に救済処理の実行を任せるか、中銀に免許の取消しを勧告する。中銀による免許取消し後は、預金保険公社により清算がなされることになる（後述（6）参照）。

（b）銀行システムに影響を及ぼさない特別監視銀行の処理

特別監視の対象となった銀行が銀行システムに影響を与えない銀行（Bank with No Systemic Effect）であると当初から中銀により判断されていたか又は協調委員会によりそのように決定され、かつ、次の要件に合致する場合には、預金保険公社に当該銀行の救済の可否の決定を委ねる。この要件とは、①中銀の改善命令を実行する期限は到来していないが、(i) 銀行の状態が悪化し、自己資本比率が2%未満に下落し8%に回復する見込みが殆どないこと、または、(ii) 法定支払準備金の準備率が0%未満であることである。または、②中銀の改善命令を実行する期限が到来し、自己資本比率が8%未満かつ銀行の状態が改善していないことである（Bank Indonesia [2006a:88-89]）。

（6）預金保険公社による破綻銀行の救済処理と清算

破綻銀行の救済または清算は、預金保険公社（Indonesian Deposit Insurance Corporation: IDIC）が行う。預金保険公社は、①預金者保護と②銀行システムの安定性の維持がその機能である（預金保険公社法4条）。預金保険公社の役割は、①銀行システムの安定性を維持するような預金保険方針を策定し預金保険制度を実施すること、および②銀行システムに影響を及ぼさない銀行を救済するための方針を策定・実施し、③銀行システムに影響を及ぼす破綻銀行の救済処理を行うことである（同法5条）⁷⁹。

銀行システムに影響を及ぼさない破綻銀行については、預金保険公社が救済の可否を決

⁷⁹ 破綻銀行の救済および清算については、2004年9月22日に制定された「預金保険公社に関する2004年法律第24号」（Law No.24 of 2004 concerning Deposit Insurance Corporation）の21条から42条（破綻銀行の救済および処理）、43条から60条（破綻銀行の清算）に規定されている。

定する権限を有する（同法 21 条 2 項・22 条 1 項 a 号）⁸⁰。救済の可否の決定に際しては、救済に要するコストが最も重要な判断要素となる。

預金保険公社が救済をなすと決定した場合、具体的には、株主総会から全権限の移譲を受けた後に、次のような措置により救済処理が行われる（同法 26 条）。①当該銀行が権利義務を有する財産の占有、管理、担保権実行など、②暫定的資本注入、③債務者の同意なくして銀行資産の売却を行うこと、債権者の同意なくして銀行の負債の移転を行うこと、④経営権の譲渡、⑤他の銀行との合併・統合、⑥銀行の所有（ownership）の移転、⑦破綻銀行と第三者との銀行に不利益な契約の審査、取消し、変更などである。預金保険公社が救済のために費やしたコストはすべて暫定的資本注入とみなされ、株式となる。そして預金保険公社が有する破綻銀行の株式は、破綻銀行の株主総会からの権限委譲以後、最長 2 年以内にすべて処分しなくてはならない（同法 30 条 1 項）。

預金保険公社が、銀行システムに影響を与えない破綻銀行を救済しないと決定した場合、中銀は、預金保険公社から当該決定の通知を受領したのちに、当該銀行の免許を取り消す（Bank Indonesia [2006a:89]）。いったん救済を決定し、救済処理の途中であっても、当初見積もった救済コストの 2 倍以上の費用を要する等の場合、預金保険公社は救済を中止することがある。この場合も、中銀により免許が取消される。

これに対し、銀行システムに影響を及ぼす破綻銀行については、協調委員会の決定した救済の方針にしたがって、預金保険公社がその救済処理を行う（同法 21 条 3 項および 32 条～42 条）。資本注入が救済処理の主な内容である。注入した資本など救済に要したコストはすべて暫定的資本注入としてみなされ、株式となる。そして、預金保険公社が有する破綻銀行の株式は、破綻銀行の株主および経営陣から全権限を移譲されたときから、最長 3 年以内にすべて処分しなくてはならない（同法 38 条 1 項・42 条 1 項）。これに対し、協調委員会が救済ではなく免許の取消しが適当と判断した場合には、中銀にその旨を勧告し、中銀はその勧告にしたがって免許の取消を行う（2004 年中銀規則 9 号 13 条 2 項）。

いずれの場合も、破綻銀行の免許の取消し後に、預金者に対し預金保険が支払われ（預金保険公社法 16 条 1 項・31 条 2 項）、預金保険公社が銀行の破綻銀行の清算を行う（同法 43 条～60 条）。

⁸⁰ 銀行システムに影響を及ぼさない破綻銀行の処理については、2006 年 8 月 10 日に、「銀行システムに影響を有しない破綻銀行の処理に関する預金保険公社規則」（Indonesia Deposit Insurance Regulation No.4/PLPS/2006 concerning Resolution of Failing Bank with No Systemic Effect）が制定され、詳細にその取扱いを定めている。

第5節 消費者保護の概要

1. 制度改革による消費者保護策の強化

1992年銀行法は預金保険制度を設けておらず、財務上の困難に陥った銀行の合併・買収を通じて預金者保護を図ってきた。しかし、アジア金融危機においてもはやそれが維持できないことを経験し、1998年銀行法は、預金保険制度創設について規定を置いた(37B条・1条24号)。また、情報開示については、顧客に対し、銀行との取引に関して生じうる損失リスクの情報提供義務(説明義務)についても規定している(29条4項)。

アジア金融危機後の銀行部門の再建に一応の区切りがついた2004年1月9日に、中銀は、その銀行部門強化再編の政策構想としてAPIを発表したことは既に説明したが、そのAPIの6つの柱の中のひとつが、銀行顧客の保護の強化、すなわち、消費者保護の強化である。その具体的内容は、①顧客の苦情処理メカニズムの確立、②銀行調停機関の設置、③金融商品情報の透明性の確保、④金融商品に関する消費者教育の促進である。消費者教育の促進については、公衆教育用の配布物の準備するに止まるようであるが、それ以外の3項目については、いずれも中央銀行規則の制定を通して制度を整備・実施に移しつつある。

2. 預金保険制度

かつて1992年のBank Summaの破綻の際にも、アメリカの預金保険制度にならった制度の創設の要望があったが実現しなかった経緯がある。その後、1997年11月1日、アジア金融危機のはじめに、大蔵省は未上場の民間銀行16行の免許を取消し、少額預金者保護のために2000万ルピア未満の預金保護を発表した。しかし、国民の反発が強く、1998年1月27日に、政府は、銀行部門におけるパニックを止めるため、外資系銀行を除いて、国有銀行、民間銀行を問わず、預金全額を保護すると発表した。その後、上述のように、1998年銀行法において預金保険制度の創設について規定を置くにいたったのである(37B条)。

1998年銀行法で預金保険制度の創設が規定されたものの、長らく政府による預金の全額保護がなされ(blanket guarantee)、預金保険制度は整備されなかった。アジア金融危機後の銀行再建も一段落したことから、まず、インドネシア預金保険公社(IDIC)が、預金保険公社に関する2004年法律第24号⁸¹により、2004年9月22日に設立された。預金保険公社は全額政府出資の法人であり、最低資本金は4兆ルピアである。

⁸¹ Law No.24 of 2004 concerning Deposit Insurance Corporation.

従前の政府による預金の全額保護制度（blanket guarantee）は、公衆の銀行部門に対する信頼を確保する一方、銀行のモラル・ハザードを引き起こし、また政府財政の重荷ともなったことから、新たな預金保険制度は、一定額の預金を保証する限定保証を提供するものとされた。新たな預金保険制度は、2006年3月9日制定の「預金保険プログラムに関する預金保険公社規則」（No.1/PLPS/2006）⁸²に詳細が規定されている。

新預金保険制度への移行措置として、保証限度額は全額保証から段階的に引き下げられる。すなわち、①顧客預金の100%保証：2005年9月22日～2006年3月21日、②50億ルピアまで保証：2006年3月22日～2006年9月21日、③10億ルピアまで保証：2006年9月22日～2007年3月21日、④1億ルピアまで保証：2007年3月22日以後、というスケジュールである（同規則26条）。最終的には1銀行につき1預金者当たり1億ルピアまでが預金保険により保証される（預金保険公社法11条1項）。

預金保険公社によれば、1億ルピアに保証限度が下がることについて、預金者は冷静に受け止めており、預金の移動などの徴候も今のところ全くないとのことであった。そもそも1億ルピアという金額については、多くの国では預金保険の保証限度を、GDP per capitaの3～4倍の間に設定する例が多いが、インドネシアでは1億ルピアはGDP per capitaの約7～8倍であり⁸³、十分な保証水準と考えるとのことであった。

預金保険の対象となる銀行は、1998年銀行法上の銀行であり、商業銀行（国内および外資系）および庶民信用銀行の両方が含まれ、シャリーア金融にもとづく預金も保護される。また対象となる預金の種類は、普通預金、定期預金、当座預金、預金証書、およびこれらと同様の性質を有する預金である（同法10条）。破綻銀行の株主や役員など銀行関係者の預金も、預金保険の対象となる。

預金保険制度のメンバー銀行は、上述の通り銀行法上の「銀行」すべてであり、インドネシア国内に所在する銀行法上の銀行はすべて預金保険制度のメンバー銀行となることを義務づけられる⁸⁴。預金保険のプレミアムは、月間平均預金残高の0.1%であり、半期毎に年2回支払う（同法12条・13条）。なお、基金が不足するような事態が生じた場合には、国会の承認を得て政府が追加出資する、または、政府から融資を受けるなどの措置が可能とされる（同法85条）。

なお、預金保険のプレミアムの計算は現在0.1%のフラット・レートである（同法13条

⁸² Indonesia Deposit Insurance Corporation Regulation No. 1/PLPS/2006 regarding Deposit Insurance Program.

⁸³ IMFによれば2005年のインドネシアのGDP per capita(nominal)は、1,283ドルである。

⁸⁴ 庶民信用銀行の中で rural credit union（Badan Kredit Desa）については、預金保険制度への加入は強制加入ではなく任意加入とされる（預金保険公社法8条2項）。

1 項)。各銀行のリスク・ベースのプレミアム徴収については、預金保険公社によれば、リスク・ベースのプレミアム計算をした場合、現在のところ預金者がそのリスクを銀行倒産と直ちに結びつけて考えるおそれがあり、当面は今のままの一律のプレミアムで行くとの由であった⁸⁵。預金保険制度を導入した国の多くは、導入後 10 年以上でリスク・ベースのプレミアム計算に移行する例が多いことも指摘していた。

3. 苦情処理制度

2005 年に「顧客の苦情処理に関する年中央銀行規則」(No.7/7/PBI/2005)⁸⁶が制定され、具体化したものである。その概要は、まず、対象となる顧客の「苦情 (Complaints)」とは、銀行側の誤ちや過失により引き起こされたと顧客が考えるところの潜在的な経済的損失に基因する不満の表現であるとされる (規則 1 条 4 号)。銀行は、顧客の苦情の取扱いに関して、苦情の受付、苦情の取扱いと処理およびその処理過程に関する監視についての方針と手続を書面により定め (規則 2 条 2 項)、各支店に苦情処理担当を置き (規則 4 条)、それらを広く公衆に周知しなくてはならない (規則 5 条)。

苦情申立ては、口頭でも書面でも可能であり、口頭による苦情は 2 営業日以内の処理が義務づけられ、もし 2 営業日以内に解決できない場合は、苦情を申し立てた顧客に書面による申立てをなすことを請求する。書面による苦情申立ては、原則 20 営業日以内に処理が義務づけられる (規則 10 条)。苦情処理結果について、銀行は顧客に通知することを要する (規則 13 条)。

銀行は苦情処理の取扱いと結果について四半期毎に中銀に報告することを要し (規則 16 条)、苦情処理規則を遵守しなかった場合は、中銀から罰金や中銀の銀行格付けにおいてマイナス要因として考慮するなどの制裁を受ける (規則 17 条～19 条)。

4. 銀行調停制度

上記 3 で述べた顧客苦情処理制度により苦情の解決に至らなかった顧客は、中銀が運営する中銀銀行調停 (DIMP) を利用することができた。DIMP が取り扱うのは、最大 5 億ルピアまでの経済的損失に関する民事事件である。中銀が行う調停は、顧客と銀行の両当事

⁸⁵ 預金保険公社法 15 条は、議会への諮問を経て、フラット・レートのプレミアムからリスク・ベースのプレミアムに変更することを許容する。リスク・ベースのプレミアムの最高料率と最低料率の差は 0.5% 以下とされている。

⁸⁶ Bank Indonesia Regulation No. 7/7/PBI/2005 concerning Resolution of Customer Complaints.

者が事件を再吟味し解決に達するのを支援することに限られる。

DIMP は、2005 年 4 月から 12 月までで、17 件を取扱い、うち 13 件は調停により解決し、4 件は 2006 年 3 月現在でまだ調停中であった。中銀によれば、顧客の無知から生ずる紛争が多く、とくにキャッシュ・カード、クレジット・カード関係の紛争が多いとのことであった。

そしてこの銀行調停制度を一層強化すべく、2006 年に「銀行調停に関する中央銀行規則」(No.8/5/PBI/2006)⁸⁷が制定された。同規則は、2006 年 6 月 1 日から施行されている。

まず、従来の DIMP と異なり、独立した調停機関の設置が 2007 年 12 月末までに銀行協会に義務づけられている(規則 3 条 2 項)。その設置前は、従来どおり、中銀が調停機能を担うこととされている(規則 3 条 4 項)。調停対象事件は、従来同様、5 億ルピア以下の経済的損失に関する民事事件であり(規則 6 条)、苦情処理制度による処理結果の通知を銀行から受領した日から 60 営業日以内に調停を申し立てなくてはならない(規則 8 条 6 号)。調停申立て後、事件は、原則として 30 営業日以内に処理されなくてはならず、顧客と銀行の合意によりさらに 30 営業日の延長が可能である(規則 11 条)。調停結果は、顧客・銀行の両者が署名した証書に作成される(規則 12 条)。

5. 金融商品内容の透明性

2005 年に「銀行商品情報と顧客個人データの利用の透明性に関する中央銀行規則」(No.7/6/PBI/2005)⁸⁸が制定された。商品情報の透明性とは、商品の有利性やリスクを顧客に明らかにすることである。1998 年銀行法銀行 29 条 4 項の情報提供義務をより具体化したものであるといえる。また、顧客情報の利用の透明性とは、銀行が保有する顧客情報の利用方針などについて明らかにすることであり、顧客のプライバシー保護にとって重要であるといえる。

銀行は、銀行の商品情報の開示と顧客情報取扱いに関する方針を定め実施しなくてはならない(規則 2 条)。商品情報については、商品の有利性とリスク、利用条件、手数料、利息計算、預金保険の有無などを開示し、周知しなくてはならない(規則 4 条・5 条)。顧客情報については、銀行が顧客情報を第三者に提供する場合には当該顧客から書面による同意を得ることを要し、同意を得るに際して、初めに第三者に顧客情報を提供する目的とそ

⁸⁷ Bank Indonesia Regulation No. 8/5/PBI/2006 concerning Banking Mediation.

⁸⁸ Bank Indonesia Regulation No. 7/6/PBI/2005 concerning Transparency in Bank Product Information and Use of Customer Data.

こから生ずる結果について説明しなくてはならないとされる（規則9条）。

これらの規制の違反については、1998 年銀行法 52 条の制裁対象となり、中銀による銀行格付けにおいてマイナス要因として考慮されることがある。

第6節 金融業の競争に対する今後の見通し

1. 競争を促す方向性にあるか

競争という言葉の捉え方にもよるが、全体としてみれば銀行部門の競争を促す方向性にあるといってよい。ただし、現在の銀行部門の競争は、自己資本（Tier 1）の増強を中心とした財務上の健全性の向上に関する競争であり、これが直ちに収益やマーケット・シェアに結びつくかたちでの競争ではない。

しかしながら、長期的に見れば、自己資本を増強した経営基盤の強固な銀行は、リスクの吸収力や財務上の経営資源の面で有利なことは確かであり、これが銀行市場におけるビジネス上のリスク・テイク能力や経営拡大にプラスの要素として働き、通常の対顧客マーケットにおける銀行間競争にも反映していくものと思われる。既に述べたが、本格的な競争政策は、市場参加者全員が「健全体」となる予定の 2010 年末以後に予定されているものと思われる。

現在は、市場参加者にハードルの高いプルーデンシャル規制上の目標の達成を義務づけ、未達成者を銀行市場に参加するには不適格な者として排除しようとする過程にあるといえる。不適格者を排除して、API の目標とする強固な銀行システム構造が達成されたと判断した後に、中銀は、より市場規律に委ねたかたちの競争政策をとるものと思われる。

2. 市場への参入・市場からの退出の自由化もしくは阻害要因

市場への参入規制の枠組みとして、銀行の新規設立の場合の最低資本金は 3 兆ルピア、銀行株式は 99% まで外国人にも取得可能であることの 2 つがポイントである。国内資本にとってはもちろん、外国資本にとっても、初期投資として 3 兆ルピア＝約 430 億円という金額は、非常にハードルが高い。アジア金融危機直後の当時は、3 兆ルピアは、あるいはは妥当な金額であったかもしれないが、現在の為替レートでは、他国に例をみないほど高額である。しかも、資本金は、借入資金を原資とすることは法律上許されず、自己資金でな

くてはならないことを考えると、これは市場参入の大きな阻害要因といわざるを得ない。API の最低自己資本（Tier 1）の達成目標でさえ、1000 億ルピア＝約 14 億円と 30 分の 1 である。しかも、中銀は、銀行数削減を最大の政策課題としている関係からか、2011 年までは新規設立の際の最低資本金は見直しを行わないとしている。

このように新規設立の最低資本金は参入阻害要因であるが、銀行株式が 99%まで外国人に取得可能とされていることから、外資は、既存の銀行の買収により市場に参入している。最近も、外資による中小銀行の買収が続いていることは既に述べた。したがって、市場への参入に関しては、しばらくは既存の銀行の株式取得が唯一の方法であるが、買収可能な中小銀行が数多くあり、いまのところ、外国からの市場参入にも大きな支障はない模様である。

しかし、API のスケジュールにしたがって、銀行数が削減されてくると、買収できる（或いは買収に応じる）銀行を見つけ出すのが難しく、事実上、市場への参入が難しくなることが考えられる。2011 年以後に行われるであろう、新規設立の最低資本金額の改正が、銀行市場への新規参入に対する政府・中銀のスタンスをあらわすものと思われる。

現在、市場からの退出を阻害する要因はないと思われる。むしろ、中銀としては、脆弱な中小銀行は市場から退出して欲しいと政策にも表明している。ただ、退出方法が、他行への合併・統合という手段によるということである。2004 年に預金保険公社が発足し、破綻銀行の処理に関する制度が整った現在、銀行が破綻しても、制度的対処の枠組みは存在する。しかし、破綻処理はコストが高くつくが、合併・統合であれば、預金保険の原資を使わず、しかも吸収した銀行はさらに大きくなる。だとすれば、脆弱な銀行を破綻するまで放っておかず、目標を達成できない時点で、まだその体力があるうちに、他行に吸収合併などさせたほうが良いという判断もあるのは理解できる。

しかし、2つの問題が指摘される。まず、インドネシアの銀行部門の構造は、上位 10 行が銀行部門の資産の約 7 割を占め、そのうち 4 行は国有銀行である。残り 3 割を 120 行が占める構造である。そうすると、中核銀行（anchor bank）として合併・統合を行うのは、事実上、上位行であるから、市場の寡占化傾向をますます強める結果とならないか。しかも、もし国有銀行が中核銀行として中小銀行を吸収合併する場合、民営化が課題となっている国有銀行をますます肥大化させることになる。

次に、中核銀行が合併・統合を望まない場合も、中銀のイニシアティブで、半ば強制的に、中核銀行に合併・統合をさせるおそれがある。削減予定数の 50 行すべてに合併を希望する中核銀行が必ずあらわれるとはいえないからである。

3. 残された課題

民間の商業銀行とまったく同じ業務を営む国有銀行に存在意義はなく、民営化すべきであるとの批判はかなり以前からなされているが、近い将来に実現するとは思われない。銀行部門総資産の約4割を占める国有銀行は巨大な存在であり、その一部の株式を民間に売却するとしても、国内資本で吸収しきれず、外資系により取得される可能性が高い。現在の上位10行のうち、民間銀行はすべて外国銀行か外資系銀行である。中銀でのヒアリングでも、政府はこれ以上外資系銀行が国の銀行システムの中でプレゼンスを増すのを望まないと思われるという趣旨の発言があった。

国有銀行は、中銀の規制に服するが、その民営化は中銀の権限外である。しかも、単一持株政策により、銀行部門資産の4割を占める巨大な国有銀行持株会社が誕生する可能性もある。中長期的課題として、スムーズな民営化スキームを研究すべきであると思われる。

本報告では取り扱わなかったが、庶民信用銀行の経営の近代化・合理化および整理・統合も大きな課題であり、中銀も現在取り組んでいる最中である。貧困層や小規模企業に金融サービスへのアクセスを提供するという点で庶民信用銀行は中心的役割を果たしている。現在、庶民信用銀行の業務範囲は非常に厳しく制限されており、預金受入れと与信のみ、かつ、資金運用は中央銀行預金証書の購入か他行への預金に限られている。

将来的には、①庶民信用銀行間での競争および②庶民信用銀行と商業銀行との競争を促進するためにも、業務範囲を多少広げる必要はあるのではないか。業務範囲規制の緩和は、プルーデンスル規制との関係、庶民信用銀行自身の経営能力・リスク管理能力にも関係することであり、慎重に見極める必要はあろう。将来、庶民信用銀行全体の規模および経営の質が向上したときには、検討すべき課題であると考ええる。

〔参考文献〕

〈英語・インドネシア語〉

- ADB (Asian Development Bank) [2006] *ADB Completion Report: Indonesia: Financial Governance and Social Security Reform Program*. Available at <http://www.adb.org/Documents/PCRs/INO/33399-INO-PCR.pdf> (Last visited on March 16, 2007).
- Bank Indonesia [2006a] *Indonesian Banking Booklet 2006*. Available at www.bi.go.id/web/en/Riset+Survey+Dan+Publikasi/Publikasi/Indonesian+Banking+Booklet/ibb_0306_eng.htm - 25k - (Last visited on March 16, 2007)
- _____. [2006b] *The Indonesian Banking Architecture*.
- Bapepam [2005] *Master Plan Pasar Modal Indonesia* (Indonesian Capital Market Master Plan).
- _____. [2006] *Laporan Tahunan Annual Report 2005 Bapepam*. Available at http://www.bapepam.go.id/old/layanan/arsip/master_plan.pdf (Last visited on March 16, 2007).
- Cole, David C. and Slade, Betty F. [1996] *Building A Modern Financial System: The Indonesian Experience*, Cambridge University Press.
- Djiwandono, J. Soedradjad [2005] *Bank Indonesia and the Crisis: An Insider's View*, Institute of Southeast Asian Studies.
- Enoch, Charles; Frecaut, Olivier; Kovanen, Arto [2003] "Indonesia's Banking Crisis," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, 39(1), pp.75-92.
- ICN [2005] *An Increasing Role for Competition in the Regulation of Banks (Appendix)*, Fourth Annual ICN Conference, Bonn, Germany (5-8 June, 2005) Available at <http://www.internationalcompetitionnetwork.org/index.php/en/library/conference/4> (Last visited on March 16, 2007)
- G20 [2003] *Globalization: The Role of Institution Building in the Financial Sector: The Case of Indonesia*. Available at <http://www.g7.utoronto.ca/g20/index.htm#studies> (Last visited on March 16, 2007).
- KPPU [2006] *The KPPU's Five Year Report: Period of Institution Development and Early Implementation, Period 2001-2005*.
- McLeod, Ross H. [1996] *Control and Competition: Banking Deregulation and Re-regulation in Indonesia*, Australian National University. Available at <http://ideas.repec.org/p/wop/anuetd/9607.html> (Last visited on March 16, 2007).
- _____. [2005] *Indonesia's New Deposit Guarantee Law*, Australian National University. Available at <http://ideas.repec.org/p/pas/papers/2005-08.html> (Last visited on March 16, 2007).

- Pangestu, Mari [1996] *Economic Deregulation and Privatization: The Indonesian Experience*, Centre for Strategic and International Studies.
- _____ [2003] *The Indonesian Bank Crisis and Restructuring: Lessons and Implications for other Developing Countries* (G-24 Discussion Paper Series), UNCTAD. Available at <http://www.unctad.org/templates/Download.asp?docid=4343&lang=1&intItemID=2103> (Last visited on March 16, 2007).
- PPA [2006] *2005 Laporan Tahunan (Annual Report)*.
- Rosser, Andrew [2002] *The Politics of Economic Liberalisation in Indonesia: State, Market and Power*, Curzon.
- Srinivas, P. S. and Sitorus, Djauhari [2004] *The Role of State Owned Bank in Indonesia*, Brookings/IMF/World Bank Conference Paper on The Role of State-Owned Financial Institutions: Policy and Practice. Available at <http://info.worldbank.org/etools/library/latestversion.asp?83818> (Last visited on March 16, 2007).
- Tabalujan, Benny S. [1999] *Indonesian Banking Law*, CommAsia Resurces Pte Ltd.
- World Bank [2006] *Unlocking Indonesia's Domestic Financial Resources: The Role of Non-Bank Financial Institutions*, (World Bank). Available at <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/INDONESIAEXTN/0,,menuPK:287098~pagePK:64026187~piPK:141126~theSitePK:226309,00.html> (Last visited on March 16, 2007).
- World Trade Organization [1998] *Indonesia Schedule of Specific Commitments Supplement 3* (GATS/SC/43/Suppl.3). Available at http://192.91.247.23/english/tratop_e/serv_e/finance_e/finance_commitments_e.htm (Last visited on March 16, 2007).

〈日本語〉

- ヒクマハント・ジュワナ [2004] 「経済法制の改革と実効性」(佐藤百合編『インドネシアの経済再編』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第3章、105-150頁)。
- 佐藤百合 [2004] 「銀行再編と金融制度改革」(佐藤百合編『インドネシアの経済再編』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第4章、151-204頁)。
- 濱田美紀 [2007] 「インドネシア銀行部門の長期再編計画－2010年に向けて」(『アジア研ワールド・トレンド』137号、2月、40-43頁)。

〔参照法令〕

- 1999 年中央銀行法 Law No.23 of 1999 concerning Bank Indonesia.
- 2004 年改正中央銀行法 Law No.3 of 2004 concerning amendment to Law No.23 of 1999 concerning Bank Indonesia.
- 1998 年銀行法 Law No.7 of 1992 concerning Banking as amended by Law No.10 of 1998.
- 1995 年資本市場法 Law No. 8 of 1995 concerning the Capital Market.
- 1992 年保険法 Law No.2 of 1992 concerning Insurance.
- 1999 年競争法 Law No.5 of 1999 concerning Prohibition of Monopolistic Practices and Unfair Business Competition
- 1995 年株式会社法 Law No.1 of 1995 concerning Limited Liability Companies
- 1999 年商業銀行の株式購入に関する政府規則 Government Regulation No.29 of 1999 concerning Purchase of Shares of Commercial Banks
- 1999 年株式会社の合併・統合及び買収に関する政府規則 Government Regulation No.27 of 1999 concerning Merger, Consolidation, and Take Over of Limited Liability Companies
- 1999 年銀行の合併・統合及び買収に関する政府規則 Government Regulation No.28 of 1999 concerning Merger, Consolidation, and Acquisition of Banks
- 1999 年商業銀行の合併・統合及び買収の要件及び手続に関する中央銀行理事会命令 Decree of the Board of Managing Directors of bank Indonesia No. 32/51/KEP/DIR dated May 14, 1999 concerning Requirements and Procedures for Merger, Consolidation, and Acquisition of Commercial Banks
- 2000 年商業銀行に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 2/27/PBI/2000 concerning Commercial Banks
- 2006 年庶民信用銀行に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 8/26/PBI/2006 concerning Rural Banks
- 2005 年商業銀行の最低 Tier 1 資本に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 7/15/PBI/2005 concerning Minimum Tier One Capital for Commercial Banks
- 2006 年インドネシアの銀行における単一存在政策に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No.8/16/PBI/2006 concerning Single Presence Policy in Indonesian Banks
- 2006 年銀行統合のフレームワークにおけるインセンティブに関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No.8/17/PBI/2006 concerning Incentives in the Framework of Bank Consolidation
- 2004 年監督のための後続措置と銀行状態の指定に関する中央銀行規則 Bank Indonesia

- Regulation No.6/9/PBI/2004 concerning the Subsequent Action for Supervision and Designation of Bank Status
- 2006 年緊急融資制度に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No.8/1/PBI/2006 concerning The Emergency Financing Facility
- 2004 年預金保険公社法 Law No.24 of 2004 concerning Deposit Insurance Corporation
- 2006 年銀行システムに影響を有しない破綻銀行の処理に関する預金保険公社規則 Indonesia Deposit Insurance Regulation No.4/PLPS/2006 concerning Resolution of Failing Bank with No Systemic Effect
- 2006 年預金保険プログラムに関する預金保険公社規則 Indonesia Deposit Insurance Corporation Regulation No. 1/PLPS/2006 regarding Deposit Insurance Program
- 2005 年顧客の苦情処理に関する年中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 7/7/PBI/2005 concerning Resolution of Customer Complaints
- 2006 年銀行調停に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 8/5/PBI/2006 concerning Banking Mediation
- 2005 年銀行商品情報と顧客個人データの利用の透明性に関する中央銀行規則 Bank Indonesia Regulation No. 7/6/PBI/2005 concerning Transparency in Bank Product Information and Use of Customer Data

〔関連 URL〕

Bank Indonesia (インドネシア銀行〔中央銀行〕)	http://www.bi.go.id/web/en
Ministry of Finance (大蔵省)	http://www.hukmas.depkeu.go.id/Eng/
Indonesian Deposit Insurance Corporation (預金保険公社)	http://www.lps.go.id/v2/home.php
Jakarta Stock Eschange (ジャヤカルタ証券取引所)	http://www.jsx.co.id/Default.asp?
Bapepam-LK (資本市場監督庁)	http://www.bapepam.go.id/
PT Perusahaan Pengelola Aset (国有資産管理会社)	http://www.ptppa.com/english/index.asp
KPPU (競争委員会)	http://www.kppu.go.id

